
平成24年 第3回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成24年6月19日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成24年6月19日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願、陳情委員会付託
日程第5 議案に対する質疑
日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
5番 景 山 浩君	6番 杉 谷 早 苗君
7番 赤 井 廣 昇君	8番 青 砥 日出夫君
9番 細 田 元 教君	10番 石 上 良 夫君
11番 井 田 章 雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 足 立 喜 義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	唯	清 視君	書記	岡 田 光 政君
			書記	石 谷 麻衣子君
			書記	前 田 憲 昭君
			書記	赤 井 佳 子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	坂 本 昭 文君	副町長	藤 友 裕 美君
教育長	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	田 中 耕 司君
総務課長	加 藤 晃君	財政専門員	板 持 照 明君
企画政策課長	谷 口 秀 人君	地域振興専門員	長 尾 健 治君
税務課長	畠 稔 明君	教育次長	中 前 三紀夫君
総務・学校教育課長	野 口 高 幸君	病院事務部長	陶 山 清 孝君
健康福祉課長	伊 藤 真君	福祉事務所長	頼 田 光 正君
建設課長	頼 田 泰 史君	上下水道課長	谷 田 英 之君
産業課長	仲 田 憲 史君	監査委員	須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

9 番、細田元教君、10 番、石上良夫君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（足立 喜義君） 日程第3、前日に引き続き町政に対する一般質問を行います。

順序は、通告の順とし、順次質問を許します。

まず、4番、植田均君の質問を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） おはようございます。私は、坂本町政の今行われようとしております、ゆうらくの土地の譲渡、3月議会に可決された問題について、1点目に質問いたします。

次に、2つ目には、国会で社会保障と税の一体改革ということで議論がなされて、21日が最終盤を迎えようとしておりますが、この2点について町長の見解をただしてまいります。

初めに、町の公の施設であるゆうらくの建っている土地を、3月議会で社会福祉法人伯耆の国に売却する議案が可決されました。町長は、行く行くは建物も無償譲渡したいと表明されました。

ゆうらくはもともと県立の特別養護老人ホームから出発し、地域の福祉の中核として町も位置づけてきました。今まで指定管理によって運営されてきて何ら問題はないものと考えます。土地、建物は町民の財産であります。土地の売却の執行停止と施設の無償譲渡を行わないことを求めて、以下、質問をいたします。

1番、再度、町が出捐して設立した法人伯耆の国に町の土地を売却する目的について、なぜ売らなければならないのか、その目的を改めて説明を求めます。3月議会では伯耆の国の経営の拡大と法人の運営の安定化と自立の支援ということでしたが、借地料が無料で、無料で借地をしていることで経営の安定ができたのではないのでしょうか。多額の資金を土地代のために投入することはかえって経営を圧迫することにはならないのでしょうか。一般の株式会社で借地で会社を経営していれば、自立してないと言えるのでしょうか。大いに疑問があります。町が購入した土地を売ることが自立になるという明確な答弁を求めるものであります。

2番目です。建物も無償譲渡の方針を示されました。そうなれば、町との現在行っている指定管理者の関係がなくなります。これは、完全に町と伯耆の国との関係を絶つことにはなるのでしょうか。町にとって、赤字でもない施設を手放す理由を明快にお答えください。

3番目、ゆうらくの施設建設費の総額とその財源の内訳、また、伯耆の国から寄附金の総額は

それぞれ幾らか、お答え願います。

4 番目、これまで町はゆうらくを福祉の拠点として位置づけてきました。今回の町有地売却と施設の無償譲渡に向けた一連の行為は、私的法人への便宜を図ることになるのではないかと思います。町にとってどのようなメリットがあるのか説明を求めます。

次に、今、国会で、社会保障と税の一体改革が議論されています。民主党は政権について衆議院選挙で、消費税増税など一言も公約していません。一方、南部町民の生活実態は、これ以上の負担増には耐えられない人々がかなりの人数になると考えられます。

日本共産党は、消費税は逆進性の強い税であり、生活弱者を苦しめることは明らかで、反対の立場を明らかにするとともに聖域のないむだの削減や富裕層や大企業減税をやめることで、消費税増税にかわる財源を示し、内需主導で経済を立て直し、財政危機も解決する道筋を提言として発表しています。消費税を増税しても法人税や所得税の最高税率を引き下げ、税収が下がってきたのが消費税導入後の現状ではありませんか。消費税増税をやめ、他の税制や歳出の見直しで社会保障の財源と財政危機打開を図るべきと考えます。町長は、町民の生活を守る立場から行動を起こすべきではと考えます。

具体的にお尋ねいたします。1 番、聖域のないむだの削減、大型公共事業の見直し、米軍への思いやり予算、ヘリ空母、F 3 5 戦闘機など、軍事費にメスを入れること。原発推進予算の大幅削減、安全対策に組みかえること。証券優遇税制を廃止し、株の配当・譲渡益への課税の強化、所得税、住民税、相続税の最高税率の引き上げと、新たに富裕税を創設する。高額所得者の社会保険料、厚生年金、被用者健保、括弧ですけれども、そういうものの上限の見直し、新たな法人税減税の中止。研究開発減税など、大企業優遇税制の見直し、為替投機課税と環境税などの導入。これらを実現、実施すれば、1 1 . 5 兆円から1 4 . 5 兆円の財源をつくることができます。これが、私たち共産党が提言としてまとめた財源案であります。この財源を使って、小泉構造改革以来、社会保障がどんどん後退してきた、このことを立て直して再生していく。そして、その先に経済を内需主導で回復し、財政危機を克服できることを提言しておりますが、この内容について、町長の見解を伺います。

2 目です。消費税増税は、先ほども申しましたように、政権公約にもなかったものであります。そして、今の日本の経済の実情を考えれば、経済の底が抜けると、多くの経済学者も言うとおられるとおりでと思います。今、南部町にあっても、町民の生活を守るために国に対して意思表示をすべきと考えますが、町長の見解を問い、この場からの質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） おはようございます。植田議員の御質問にお答えをしております。

最初に、ゆうらくの土地売却の件でございます。

まず、1番目に執行停止を求めるということでございますけれども、本年3月議会にゆうらくの用地を売却する議案を上程いたしまして、御審議をいただき、可決をさせていただいております。可決後は速やかに執行することが、私ども執行部の務めと思っております。議員のおっしゃるように、執行停止をするという考えはございません。

次に、2点目に、具体的に土地売却の理由の説明をしてほしいということでございます。これは、介護保険を運営しております南部箕蚊屋広域連合の事業計画の策定に当たって、管内の伯耆町、日吉津村にはグループホームがございますけれども、南部町にはないということから、南部町内にグループホームの建設をすることが認められました。連合においては、管内で介護事業を展開しております事業者に募集をいたしましたところ、伯耆の国が建設を希望されたので、町としてお願いをしたということでございます。施設の建設に当たって、町有地に伯耆の国の施設を建設することについて、土地、建物一体的に所有すべきであるという県の御指導や理事会の判断で町へ土地売却の申し入れをされまして、それを受けたものでございます。

3番目に、町との関係はどうなるのかと、完全になくなるのではないかとということでございます。これは、伯耆の国は町が出捐をして設立された法人でございます。法人を管理監督する県の指導監督を受けるものの、社会福祉事業法に定める範囲内において活動は自由でございます。法人格を持った一法人でございます。しかし、出捐をした事実というのは、法人が解散するまでこれは変わりません。出捐金を返還をされても、その事実は残るわけでございます。町と連携をして、福祉のまちづくりを行う中核的なパートナーでございます。

4つ目の質問でございます。事業費の総額でございます。22億917万5,193円でございます。財源はNTTの貸付金も含みまして、国庫補助金が4億4,260万9,000円。県の補助金が9億6,507万1,000円、町民公募債を含む起債が5億4,160万円で、一般財源が2億5,989万5,193円でございます。この一般財源の約2億6,000万円でございますけれども、一時的に公共施設整備基金などから繰り入れておりますけれども、平成13年度から平成15年度までの県の運営に係る補助金などで基金へ返還しておりますので、ゆうらくの建設には町の一般財源は使っていないという結果になっております。

次に、伯耆の国からの寄附金の総額でございます。総額は4億3,414万8,642円でございます。

5番目の質問でございます。私的法人へ便宜を図ることになるのではないかとということござ

います。先ほども説明いたしましたように、町内の企業、法人、個人などを支援することで、それぞれが自立して、町が活性化していくことは望ましいことでありまして、住民が安心して介護サービスを受けられる状況を整備していくことは、これは行政の責任であると断言できます。住民の皆様もそう思っているというところは信じているところでございます。

次に、消費税についてでございます。消費税増税については3月議会で亀尾議員の御質問にお答えいたしましたけれども、基本的な考え方は変わっておりません。

まず、今回の消費税増税は何を目的としたものであるかということでございます。現在の少子高齢化が進み、また人口減少社会の中にあつて、国民の皆様が安心して暮らせるために第一に整備し、後退させてはならないものは、社会保障制度の拡充であります。しかしながら、現在の制度を維持していただいても毎年1兆円ずつふえ続ける財源を確保することが必要でありまして、これなくしては制度の拡充はございません。経済が上向きにある状況であれば、税収も伸び、財源確保につながるわけですが、現在の状況ではそれも望めません。景気や人口構成の変化に影響を受けにくく、安定的に財源が確保できるとされる消費税なので、社会福祉のように用途が限定され、受益者となる私たちが広く公平に負担することとなることなどから、財源として増税が検討されてきたところでございます。

議員が言われます大型公共投資の見直し、軍事費へのメスを入れる、原発推進予算の大幅削減、各種税の最高税率の引き上げなどの施策については、財源確保の一つの方法であるとは思いますが、それぞれ持っている背景や必要性などから、国政においてそれぞれの立場で検討されるべきであると思えます。いずれにしても、安定的、あるいは即応性などの面から見て、今直ちに代替財源となることは考えにくいものであると思えます。

消費税増税の計画においては、平成26年4月に8%、27年10月に10%とし、増税分はすべて社会保障4経費、年金、医療、介護、少子化に充当し、国民に還元し、官の肥大化には使わない。また、指摘される逆進性については、低所得者に対しての軽減あるいは給付などを設けることにより、配慮するとしています。

現状を見ますと、社会保障の充実を進めていくことに異論はないわけですが、東日本の震災復興の中、また景気の不透明感がある我が国の現状において、今の時期に行うかについて考えますと、逡巡する気持ちがわいてくることも事実でございます。

したがいまして、今必要であることは、負担することとなるものが社会保障制度の拡充にどのように生かされるのか、より具体的に国民へ説明し、また負担が大きくなるとされる低所得者への軽減対策などを示して、国民に一層の理解を求めることであろうと思えます。現在、国会で

も大きな局面を迎えており、協議が進められておりますので、党利党略ではなくて、常に国民の存在を意識した中で審議が進められていくことを注視し、動向を見守りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） それでは再質問をしてみたいんですけども、まず、ゆうらくの土地の売却についての理由を再度聞いたわけですけども、南部箕蚊屋広域連合がグループホームの建設をするために土地、建物一体という考え方の中で指導があったということですね。その計画は、土地を売る前からグループホームの計画が先行してましたね。そのことは間違いありませんね。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。介護保険事業を運営しております南部箕蚊屋広域連合では、アンケート調査などの結果に基づきまして、グループホームが南部町にはないので、これが必要だと判断をいたしまして、事業計画の中に位置づけております。

したがって、その事業を行うのは、必ずしも伯耆の国でなくてもよかったわけでありまして。管内の介護保険事業者に募集をかけております。そうしましたところ、応募があったのが伯耆の国であったということでございます。先行するとかなんとかいうよりも、介護保険事業計画というものの中で連合が位置づけをしたということでございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は聞いていることに答えていただきたいんですけども、事実として、グループホームが先の計画で、後から土地の売却ということが出てきましたねということを確認したんです。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。そのとおりでございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 土地を売るということはいつの時点でそういうことになったんでしょうか。グループホームが建設するのに土地と建物が一体でなければいけないという指導があって、それで急遽、法人の方から町に買わせてくれということだったんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。伯耆の国としては、別にあの土地に建設をしなければいけないというようなことはなかったと思います。私も理事をしておりましたので、よく知って

おりますけれども、別の土地でもいいわけです。しかし、グループホームは18ベッドございまして、管理者も置いてきちんと管理運営をしなければいけないというようなことから、運営上、ゆーらくと一体的な管理ができるあの土地の方がいいのではないかと、こういう判断をしたというところでございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 土地を、わざわざ町の土地を、行政財産ですよ、もともとは行政財産ですよ。それを普通財産に変更して、売る理由が、グループホームの土地と建物が一体だから売ることになったんだということしか説明がないんですけども、おかしい。ほかで建設して、あれはあれで町からの借地として利用してた方が法人の経営としては健全経営につながるのではないかと私は考えるんですけども、そういう判断、どういう判断なんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど申し上げましたように、例えばこの法勝寺の地内に建設をされてもよかったというように思うわけですが、運営上、一体的に管理運営をした方が経営的にもいいと、こういう判断の中で、あの土地に建設をした方がいいと、土地の余裕もあるということから、そこへの建設を計画されました。（発言する者あり）下は町有地があります。建設をする上の建物は伯耆の国の所有になるわけでありまして、そこから、これはおかしいやり方だと。下と上と一緒にいいと、これはだれだって思うことであります。で、この際、伯耆の国の土地を購入し、そして法人としての自立、運営をしていこうと、こういうことになったというところでございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） グループホームを建設するに当たって、土地と建物が一体だという指導ですけども、具体的に県の指導という話をきのう言っとられましたわね。県の担当課のどなたというか、どういうところから、どういう根拠でそういう指導がされたのかということをお答えください。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この法人を監督する部局だというように思います。それから、今回の建物の譲渡、あるいは土地の取得ということについても、土地を求めるということは上の建物も一体的に当然求めるものだという考え方があります。建物を取得するために土地も必要だという考え方でございます。具体的にはどこの部局のどなたがどういう根拠でそういうことをおっしゃったのかまでは聞いておりませんが、一般的に法人を運営いたしますと、

資産が必要であります。資産が全くない法人でございまして、法人の希望としましては、資産を持って運営の安定化を図りたい。銀行からお金を融資を受けるにいたしましても、資産が全くない法人でございまして、当初からそういう資産を持って、安定的な運営を行いたいという希望はあったわけでございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 県の指導ということで、どういう部局がどういう指導をされたのかという答弁ができないようじゃ、これ話になりませんよ。（発言する者あり）いいえ、じゃ、担当課、指導受けてるんでしょう。きちんとしてください。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。県は長寿社会課の方に相談をして、土地と建物一体がいいというふうな返答をもらいました。以上です。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） どういう法令によって、それ根拠づけられているんですか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。法令ということではなく、土地と建物は一体がいいという、一般論の中での話でございました。以上です。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 一般論で県が町を指導するというようなことがあるんですか、指導ってというのは、そんなに世間話のような話じゃないと思うんですよ。法令があって、きちんと指導するんでしょう。確認してください。これは絶対答弁なけりゃ先へ進めません。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。それが、確認すれば幾らでも確認はできますけれども、例えば植田さんのお住まいもきっと植田さんの所有になっておられるのではないのでしょうか。製材所もきっとあなたの所有になっておるといように思いますけれども、下の土地と上の建物が一体的になっているというのは、これは社会一般の通念であります。一々全部そういうことが法律に書いてあるとも思えませんけれども、一般的にそういうことだろうというように思います。

それと、さっきも申し上げましたけれども、法人は資産というものが1,000万円しかないわけであります。1,000万円しかない。これを運営していくのに資産が必要だという気持ちは設立当初から持っておりました。土地とか建物の不動産というものが必要であるという気持ちは、これは持っておりました。これはその当時は120人ぐらいだったと思いますけれども、1

20人もの職員を抱えてですね、安定的に給与をお支払いして、安定的な運営をして、町民の介護事業を展開していくには、やっぱり1,000万円の資金だけでは、はっきり言って月々の給与も、あるいはボーナスのときには大きな金が必要になりますけれども、みんな借金で賄ってきているわけです。そういう実情から、運営の実態から、当初からしっかりとした資産を持って、安定的な運営をする、その結果において、町民の皆さん方に安心して介護を受けていただけるような法人にならないといけないという思いは法人として持ってきていたわけでありまして。

それと、町有地に法人の所有する建物を建設するというところでございまして、町はいいですよと、無償で貸与してでも建てていただいてもいいですよという気持ちではあったわけですが、この際、一体的に活用したいという当初からの思いと重なって、土地取得をお願いをされたということでございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 県の指導の内容は、ちょっと休憩してでも私、答弁してもらわないと、これは話にならないんですよ。これ、大きな前提です。

それと、一つ言っておきますけど、出捐金の基本財産1,000万ですね。けども、伯耆の国はこの間、2億8,861万8,000円の固定資産現金預金計というものがある。一方、借入金2,900万。これは23年末ですか。そういう財産を持っているんですね。そのことは間違いないですね。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。それは、決算で出ておれば、そのとおりだというように思います。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 県の指導の中身を休憩して、確認してください。

○議長（足立 喜義君） 今、福祉課長が言ったでしょう。

○議員（4番 植田 均君） いや。明確な法的根拠も示されてません。

○議長（足立 喜義君） 法的根拠は指導にはないでしょう。

○議員（4番 植田 均君） そんなことはない。

○議長（足立 喜義君） 法律があって。

○議員（4番 植田 均君） じゃ、長寿社会課のどなたが、きちんとした何かファクスでも送ってもらってください。

○議長（足立 喜義君） どなたがというところまでは言えんでしょう。私は言えないと思う。

- 議員（４番 植田 均君） いや、課長名でいいじゃないですか。
- 議長（足立 喜義君） 質問を続けてください。
- 議員（４番 植田 均君） いいや、進めません。（発言する者あり）
- 議長（足立 喜義君） そういった指導というか、助言があったということでしょう。
- 議員（４番 植田 均君） いやいや、ちょっとそれにしてもはっきりしてくださらないと、あいまいなことではいけませんよ。（発言する者あり）
- 議長（足立 喜義君） 法律があって、売却するというのではない。
- 議員（４番 植田 均君） いや、指導です。私が聞いているのは、県の指導……（「議決になったことをまたぶり返しちょうじゃないですか。ちょっとおかしいわ」と呼ぶ者あり）一般質問ですよ。
- 議長（足立 喜義君） 質問を続けてください。
- 議員（４番 植田 均君） いやいや、進めません。お願いします。
- 議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。
- 健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。県の長寿社会課の方も常識的に考えて、土地を売って、その上に町の建物があるというのはおかしいでしょうという程度の話でしたので、法律的根拠というものは示されておりません。ですから、今、県に法律を求めてもそれ以上の答えは返ってこないということでございます。以上です。
- 議長（足立 喜義君） 植田均君。
- 議員（４番 植田 均君） 町が、今の課長の答弁を言えば、町の土地の上に伯耆の国の建物があるのは一般的に変だという意味は、何か補助をするのに支障があるということでも言ってるんですか。何のためにそういうことを言ったんですか。
- 議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。
- 町長（坂本 昭文君） 町長でございます。これは推測の域でしかございませんけれども、補助をするのに支障があるのではというようなことではございません。ないと思います。それはきっと社会福祉法人の健全な運営を通じて、地域福祉を発展させたいという、そういう県の指導の中で、やっぱり資産も持ち、上の建物も所有しと、こういう形態の方がより望ましいという御判断をされたのではないかと考えております。私どもも法的な根拠はどうかというようなことを考えたこともございません。至極もっともな社会一般常識の範囲の助言であろう、指導であろうというように受けとめております。それから、理事会も、これは当然そういう考え方で、どなたも反対はございませんでした。

それから、先ほど2億数千万の資金を持っておってとおっしゃいましたけれども、これは1,000万円の出捐金から始まって、100数十名の職員の汗の結晶であります。汗の結晶であります。最初からあったものではございませんよ。そういう資金もできたので、今回購入に踏み切ろうという、長年の夢というものを法人が実現しようということでございまして、御理解をいただきたいというふうに思います。(発言する者あり)

○議長(足立 喜義君) 進めてください。

植田均君。

○議員(4番 植田 均君) 土地の購入で、財産の形成ということを経由に言っておられるんですけども、土地というのは財産ではあるんですけども、財産の定義ってというのは、現金預金も財産。それで、現金預金より今、固定資産をかえて目減りするような状況も見受けられますよね。より確実な資産というものは、今現在の状況で言えば、現金の方が確実だということだと思います。だから、土地を売る理由にはならないというふうに思いますが、いかがですか。

○議長(足立 喜義君) 町長、坂本昭文君。

○町長(坂本 昭文君) 町長でございます。随分苦しくなってきたようですけれども、財産は土地もあれば現金もあるということだろうと思います。バランスのよい資産形成というものが法人にも求められるのではないのでしょうか。一部借金もあって、借金返済のために汗をかくという効果もありますし、土地を持って、これは不動産でございますから、担保価値があります。そういうことをして、いざというときの資金運用にも備えると、こういうのが一般的な経営の理念ではないのでしょうか。そういうことを考えております。これは一般論でございます。

○議長(足立 喜義君) 植田均君。

○議員(4番 植田 均君) これまで、伯耆の国を建設する、建設事業費の総額について、21億円余りで、これに対して起債が9億4,600万余りの起債をしたのではなかったでしょうか。今、この起債を返還して、寄附金でどこまで償還ができたのかということについて、再度、数字をきちんと確認、メモできませんでしたので、ゆっくりと御答弁をお願いします。

○議長(足立 喜義君) 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員(板持 照明君) 財政専門員でございます。先ほど町長の方がお答えしましたけれども、事業費の方が総額が……(「起債、起債」と呼ぶ者あり)起債の方が5億4,160万円を借りておりまして、先ほど植田議員の方は9億幾らと言われましたけれども、それは県の補助金の方でありまして、起債の方は5億4,160万円であります。

それで、今現在、起債の償還総額の方が2億5,414万8,642円あります。その金額

につきましては、先ほど寄附金の総額が4億3,414万8,642円の中から償還の方を行っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 寄附金の総額で、この分の起債は全部終わったって言うふうに見えるんですか。

○議長（足立 喜義君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。起債のまだ残額は残っておりますけども、今まで償還にしております起債につきましては、先ほどの寄附金の中で返しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この寄附金の内訳ですけども、4億3,000万。これは土地代金の1億7,100万が入ってますか。

○議長（足立 喜義君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。土地の売却購入代金は入っておりません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 24年度の寄附金の1億7,999万9,000円は、この寄附金の中に入ってますか。

○議長（足立 喜義君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 23年度末、ことしの3月30日に1億8,000万円を一般寄附金として町の方は受けております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 聞いているのは、この寄附金の中に入ってるかどうかです。

○議長（足立 喜義君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 入っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） この寄附金ですけども、まだ予算書の方では減債基金に入っておりますね。伯耆の国の起債償還という名目で、今後、特別会計に繰り出されるということですね。

○議長（足立 喜義君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。まだきちっと決まっておられませんけども、今後建物の譲渡の関係で話がつきます。つくとすれば、繰り上げ償還の方を行っていく予定にはしております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 土地代金は、まだ資金の返済に入っていないということですけども、もともと土地代の原資、町が、住宅供給公社が法人を設立する目的で土地を造成した原資は、町の一般財源でしたことは間違いありませんね。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。先ほど町長の答弁にもございましたけども、建設事業費で、一般財源は使っていないというふうな説明をしたと思いますので、土地開発公社から受けた土地代についても、この事業費の中に入っておりますので、町長の答弁のように一般財源は使っていないという格好に最終的にはなりましたということを御説明いたしました。以上です。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） いずれにしても、町は目的があってこの法人の設立に出捐をして、土地も造成してやってきたわけですね。それで、先ほどから聞いていますと、とにかく法人が土地を持つこと自体が何か目的のように、当初からそういう考えだったということも言われたんですけども、私は法人の健全経営をするには、町がきちんと土地代を出させるような、多額の出費をさせるのではなくて、今でもその指定管理の中で、指名指定管理ですよ、こういう信頼関係の中で動いてきているわけですね。ですから、土地を売るということは、町民に対して、何とも不思議なわけです。わざわざ、資産形成にもならない、それから、その土地を売ってなかなか経営を圧迫する、そういうことをあえてなぜするのかと、こういうことに私は住民の疑問の声があるんだと思うんです。

それで、私は、今まで寄附金が今回、一括寄附金として1億7,999万9,000円払われて、以後の寄附はしないというふうに法人の方から申し出があったと。これを当然だというふうに町は理解したということだったんですけど、このことについて町長はどういう理解をされて、法人に対して理解を示されて、判断されたのかというふうにお聞きいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。前段の話でございますけれども、これは、法人設立の経緯などから言って、当然土地や建物も我が物として健全な運営をしたいという、これは当初

からというか、そういうのが一般的に思っていた流れでございます。あこがれのようなものであります。幸いに皆さんが努力をして立派な成績を残して、土地でも買えるようになったので、これは非常によかったなと思っております。

それから、どういう気持ちなのかということでございますけども、さっきも答弁で申し上げましたように、個人も団体も法人も基本的には自立をしていかなければいけないと思います。自立であります。植田議員のおっしゃるように町がいつまでも支え続けられるものではない。伯耆の国としては土地は求めたいけれども、お金のかかる建物は必要ないという判断もあるわけでありまして。しかし、そこに土地と建物は一体的に運用しなさいという県の御指導もある。これはやっぱり自立した物の考え方だというように思います。やっぱり自立して、町におんぶにだっこしないで自分たちの足でしっかり立っていくと、そういうことが私は必要ではないかと思っております。

町がいつまでもそういう便宜供与といいましょうか、そういうことを図っていけば、法人はなるほどそのときはいいかもわかりません。しかし、将来的に、今200名もの職員を抱えておりますけれども、将来的に社会経済情勢の変動などで運営が左前になったときには、町は支援をしてくれるでしょうか。町の支援は当てにならないと思います。町はそういうことまで支援できないと思います。

したがいまして、やっぱり法人が望むときに、またいいときに、いい時期に、10年たって私はちょうどいい時期ではないかと思っておりますが、こういう時期に法人の経営体質を強化するというような、そして、自立に向けて歩を進めていただくということは、町としてこれをすべきことではないかと、このように思っているところであります。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私は今回の一括寄附については、これが自立というなら、お話が大変あべこべではないかと思うんですよ。今まで21億の施設を、寄附金として4億3,000万ですか、総額で、余りの寄附で10年間使ってきた。これ今回の1億7,000万も含めての金額ですよ。それで、土地も建物も伯耆の国に譲渡すると。これが自立って言われると、非常に住民は理解に苦しむと思うんですわ。きちんと、これまで借地料とか使用料とかを、3,200万円ぐらいがずっと何年か続きましたけども、そういう状況を今後も続けていって、今回の土地代金などを支払わずにずっとそういう形の運営をしていけば、借りるものは借りたお金として支払い、きちんとむだな経費は支出せず、そうすることが、それでまともな健全経営を町として応援する。

非常に私思うのは、今回の公の施設を施設譲渡することによって公の施設でなくなるという、この問題も大きいと思うんですよ。公の施設でなかったら、今度は競争だってあり得るんですよ。指名指定管理っていう形が一つできてたものを、そういう関係も行政としてはとりにくくなるわけですね。私は町民の利益から考えて、その点も大きな問題ではないかと思えます。

私、土地の、これから建物の無償譲渡に向けて、きのうも10億円ぐらいの修繕費がかかるということを町長は言われたんですけども、その10億円という金額っていうのは、一定の根拠があると思うんですが、どんなその根拠、それでその10億円丸々修繕して、いつごろ無償譲渡しようと考えておられるんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほどの前段の御質問ですけれども、自立ということとは理解に苦しむとおっしゃいましたけれども、自分の足で立って自分で経営をして、施設が壊れれば自分で修繕してやっていくということが、私は一番自立に見合ったやり方ではないかと思っております。施設は使うだけ使って、町の方にここがめげたけん直いてごせっていうようなことでは、本当の意味の自立ではないのではないかと思っております。

同じような社会福祉法人に社会福祉協議会がございます。社会福祉協議会も本当は自立してほしいわけですけれども、これは収益事業やっておりませんから、自立できません。したがって、町がほとんど運営財源を捻出して交付をしております。しかし、伯耆の国は社会福祉法人といっても収益事業をやっておりますから、その収益の中で自立運営を行っていただくということが、ひいては町民の利益にもかなうというように私は思っております。

それから、競争入札とかなんとかおっしゃっておられましたけれども、今回のグループホームも管内の事業者に公募をかけております。したがって、競争入札ということになるかどうかわかりませんが、絶えず民間の社会福祉法人といえども事業者は競争の中で生きていくということも一定の事実であります。町としては、御心配なさっておられますけれども、出捐をした法人であるということには変わらないわけであります。さっきも言いましたように解散するまで町との関係は切れません。切っても切れない、そういう性質を持った法人だということでございまして、これは御心配には当たらないと思っております。

それから、いつごろ施設譲渡をするのかということでございますけれども、今建設が、グループホームの建設が進んでおります。土地の問題についても、まだこのように議決後もいろいろ一般質問を受けるような状況でございまして、ゆっくり協議をする時間がございません。問題は修繕費をどのように扱うかということでもあります。今現在も大体空調設備、耐用年数が大体10年と

か8年とかいうことになっておりまして、それらが次々と故障になってきております。これを、空調設備を修繕するのも全部きちんと耐用年数が来たのでかえれば、1億円以上の金がかかるといわれております。そういうものの負担をどちらがするのかというようなことがあろうと思います。そういうことを協議して、最終的には伯耆の国に譲渡をしたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

伯耆の国は建物そのものは必ずしも受けるのに賛成ではないわけでは、自分ところ受けることは賛成ではない。今あなたがおっしゃったように、いつまで町の傘の下で楽々と運営したいわけでは、しかし、県の方も土地と建物は一体ですよというそういう指導もあって、土地と建物を一体的に受けていただく気持ちになっていただいております。よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 町が、今回建物の売却代金、まだ収入として入ってないようですが、これは……（発言する者あり）入ってますか、済みません。申しわけないです、間違えました。これは起債償還の財源ではないということではよかったですかね。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。誤解がないようによろしくお願ひします。建物を売却することはできません。売却すれば補助金返還に該当いたします。無償譲渡で利用目的が変わらなかつたら補助金返還はないということをおのりの方から言っていたおるということでございします。無償譲渡で利用目的が変わらなかつたら補助金の返還はないということをおのりが言っていたおるということでございしますので、売却ではございませぬよ。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 聞いているのは、土地代金がお建物の起債返還には使われなないので、すかということでは。

○議長（足立 喜義君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。当初予算の特別会計の方でお建物の購入代金とあと起債の方を償還という格好で予算の方を上げさせていただいておりますので、またちよつと確認をお願ひしたいと思ひます。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 財政専門員、板持照明君。

○財政専門員（板持 照明君） 財政専門員でございます。済みません。土地の方の売却代金の方は予算に、もう既に当初予算の方で承認をしていただいたと思っております。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 予算はそうなんですけども、先ほどの町長の説明だと建物の償還財源にすると問題になるというような発言じゃなかったですか、違いますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 償還財源にすると云々じゃなくて、建物は売ることにはできないわけです。売ることにはできない。しかし、土地は売ることができる。土地は売った、それで、売ったわけです。その土地を売れば、起債を借りておりますから、起債を借りて土地も購入しておりますから、事業費の中に申請をして起債を借りておりますから。土地を売って収入があれば繰り上げ償還になるということでございます、土地代部分についてですね。よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 土地はもともと町民の一般財源なんですね。課長は後から、いろんな形で充当したというような説明されたんですけども、そもそも町民の血税を投じて、南部町の社会福祉事業の大きな拠点として位置づけて、住民の財産として守ってきたんですね。それを今回の土地の売買というのは、法人の自立という名ではあるけれども、私は一法人なんですよ。一法人の自立、これが私は決して健全な形だとは言えないと思います。町が出捐しているから問題ないという、そういう形で町長は言われるけれども、それだけです。私は町民は町民共通の財産の上に町民共通の建物を守りながら、それで町が維持管理をすることに多少の経費がかかろうと、文句は言いませんよ。それを一法人のものにしていくことの方が大きな問題だと、そういう住民の声を言いまして、この土地を売却の執行停止を強く求めて、次の消費税の問題に行きます。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、発言時間が少なくなりました。まとめてください。

○議員（４番 植田 均君） わかりました。

消費税は、町長も現状ではいろいろ問題があるということをやうたって、少なくとも今の国会で拙速な増税に対しては、南部町民の生活を守る町長の立場から、この議場を通じてメッセージを言っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。先ほど答弁したとおりでございます。民主党と自民党、公明党との大詰めの協議が一応調ったということで、今、解散含みのような話が新聞やテレビで報道されておまして、そういうタイミング的に南部町の町長がそういう意見を言ってみても、今はあんまり聞いてもらえんだろうと思っております。

○議長（足立 喜義君） 植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 私、町長という立場は国会の動きを左右するかどうかという問題意識はちょっと意識が低いんじゃないかと思いますね。住民の代表ですからね、道理がないことにはきちんとメッセージを発するというので、TPPでシンポジウムを開かれた……。

○議長（足立 喜義君） 植田議員、時間がなくなりました。

○議員（４番 植田 均君） はい、わかりました。ことを考えますと、今の消費税についても一言コメントをしていただいて、終わりたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。亀尾議員さんにも、また植田議員さんにもお答えしたとおりでありまして、消費税の必要性は認めつつも、本当に今がベストタイミングなんだろうかという思いはずっとあります。東日本震災で非常に国民が苦勞しているようなときに増税話というのはいかがなものかという思いを国会議員の先生方に私は伝えております。そういうことで町長としての意見を表明しているというぐあいに御理解をいただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 以上で４番、植田均君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をいたします。再開は１０時３０分であります。

午前１０時１２分休憩

午前１０時３０分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

続いて、５番、景山浩君の質問を許します。

５番、景山浩君。

○議員（５番 景山 浩君） ５番、景山浩でございます。議長のお許しを得ましたので、２つの項目について一般質問をさせていただきます。

まず、最初の質問は、災害時の救援体制についてでございます。

私は昨年９月議会で町の防災体制の再確認について質問をいたしました。東日本大震災に加え、質問提出後に発生した台風による記録的な集中豪雨で町内全戸に避難勧告が出されるなど、防災に対する関心が最高潮に達していたような時期でした。そして、避難勧告が出されたことによって、私を初めとして多くの方々が災害発生時の避難場所や経路の確認や準備品などの常日ごろからの備えが十分ではなかったことを思い知らされる結果となったのではないのでしょうか。

さて、東日本大震災ですが、津波の規模の大きさと壊れた町の悲惨な状況や膨大な瓦れきなど、

被災者でない私たちには被害の巨大さがとにかく強く印象に残りました。さらにそれに輪をかけて、福島原子力発電所事故が発生し、今まで見たことも経験したこともない事態に、遠く離れた私たちでさえ、軽いパニック状態に陥ったような感覚を覚えました。

しかし、それらの衝撃的な報道の影に隠れてしまっていた、被災された方々が御自宅や避難所で過ごされた被災直後の悲惨な状況や、救援に携わられた方々の苦しみが少しずつ伝わってきております。情報伝達や避難所への物資の供給、けが人や病人の搬送体制など、さまざまな問題が発生し、被災者の方々を苦しめることになっていたことがわかってきたのです。

幾つかの大きな問題点を上げるとすれば、まず1番目に、県の災害対策本部と各市町村役場との連絡がとれなくなったことが上げられます。大規模災害が発生した場合、役場の役割は町内の被災状況を把握し、国や県に救援を要請し、救援の手が伸びるまでの応急措置をとることですが、その国や県との、さらには自治体内での連絡通信機能が麻痺をしまい、自治体内の状況把握や救援要請ができなくなってしまいました。そのため、県の災害対策本部は、被害実態に合わせた救援計画を素早く立案することができなかったとのこと。また、県によってヘリによる情報収集も試みられましたが、使用可能なヘリの絶対数も不足しておりました。

2番目に、医療機関が被災して、電気や水が使えなくなって、医療行為に大きな支障を来したことです。また、救急車などの救急搬送手段が使用不能となったことも上げられます。

3番目に、避難所のライフラインも途絶し、災害発生当初は食糧や暖をとるための燃料、毛布なども不足し、それらを送り届けることもできなかったようです。

4番目に、多くの箇所で大規模な火災が発生しましたが、断水と道路網の寸断により、消火活動ができませんでした。

そして、5番目、これは1番目から4番目までの原因の大きな要素になっていますが、昨日石上議員の質問でもありましたが、電気がとまり、ガソリンスタンドの給油ポンプが動かせなくなったということで、燃料自体はあるものの緊急車両にその燃料を供給することができず、緊急車両が全く出動できなくなった。そういった事態が発生をしました。その結果、食糧や水、毛布や医療品や医療機器など、避難所や医療機関が必要としているものの供給ができなくなってしまいました。

これ以外にもさまざまな問題が発生し、地震や津波そのもので亡くなられた方以外にも、避難先で低体温症で亡くなられた方や、医療機関に行けずに、また医療機関にたどりつけた方や入院されている方でさえ、けがの治療を受けられず、また透析やインスリン投与などの治療を受けられずに亡くなられたり症状が悪化された方が相当数に上ったようです。命からがら避難してきた

避難所や医療機関で生命を維持できずに、苦しさの中で亡くなられた方々、そして、それをなすすべもなく見守るしかなかった医療機関の方々や避難者の方々のお気持ちがいかようであったかを思えば、本当に言葉ありません。

広域的な大災害が発生した場合は、発生後に南部町が独自にできることは確かに限られています。しかし、実際に東北であのような巨大災害が発生し、被災者の皆様が文字どおり、我が身をもって災害時の救援体制の問題点を指摘される結果となった以上、情報収集や伝達、避難所やライフラインの備え、救命体制など他地域からの救援の手が伸びるまでの一時対応の備えには、同じ事態を繰り返さないためにも万全を期すべきであると考えます。

そこでお尋ねをします。道路網や橋が寸断された場合の各集落や各家庭の状況把握の体制や連絡体制はどのようになっているのでしょうか。

2 番目、電気や水道などのライフラインの途絶に対する避難所の備えはどうなっているのでしょうか。

3 番目、医療機関の災害の対する備えやけが人や病人などの救急搬送体制は災害時にはどうなっているのでしょうか。

次に、2 番目の質問です。不妊治療費の助成の充実についてをお尋ねをいたします。

私は今日の前にある問題点や改善点に対処することと同様に、民間や個人ではなかなか向かえない、将来的に起こり得るであろう、さらには起こるかもしれない問題について、何がしかの備えをしていくことが行政の使命だと考えております。そして、今後、私たちが直面する最大の課題の一つが、若年者が減り、お年寄りばかりになるという超高齢社会です。行政や地域も含めた社会というものがそのような環境下でいかにして子供たちや高齢者、障がい者などの、余りこの言葉は使いたくはないんですが、いわゆる社会的弱者と呼ばれる方々を支え、守り続けていける体制を維持し続けることができる体制に自己変革を遂げていくことができるかが問われていると考えます。

今まで年金などの世代間扶助で成り立っている社会保障制度や子育て支援について質問をしてみました。今回は少子化問題の一因である不妊症問題の支援について伺いたいと思います。

年齢階層別人口で大きなボリュームを占めている団塊の世代、その子供たちである団塊ジュニアの世代も、また団塊の世代ほどではないものの人口は非常に大きなものがあります。この団塊ジュニアの世代の年齢が40歳を超えていく時期を迎え、この年齢の女性の皆さんの出産が減少していくため、生まれてくる赤ちゃんの絶対数もさらに急激に減少することが予想されています。

女性の初産平均年齢も30歳を超えて、ますます出産が減り、人口が減少します。75歳以上

のお年寄りだけがふえ、子供がいないという社会の入り口に私たちは既に立っております。ことし生まれる子供たちが一般的に大学を卒業するであろう年齢の22歳を迎える2035年の我が南部町の推計人口は約9,400人で、現在の人口より約2,300人減少します。その時点で年齢階層別人口は14歳までの若年人口が約1,100人、15歳から64歳までの労働力人口が5,000人、65歳以上75歳未満人口が約1,100人で、いずれも現在の人口から30%前後減少します。75歳人口のみが、この時点で約2,100人と、増加をする結果となっております。この出生率の低下による人口減少問題は声高に言われ出して久しいのですが、実効性のある手だてが見つからず、国も頭を悩ませているのが現状です。

一方、子供が欲しいのにできないという悩みを抱えている人たちもふえております。出産を希望する年齢が上がれば上がるほど、妊娠の確率は低下していき、女性の年齢が33歳を超えると、その確率が一挙に低下するそうです。昨今の経済情勢の悪化から、仕事の都合などで出産を先送りしてきた御夫婦が、いざ子供が欲しいと思いついてもなかなか妊娠せず、欲しいけれども子供ができないというケースは相当にふえてきているようです。私の周辺でも不妊治療を受けておられるという話も珍しくなくなってきましたが、費用の問題などから途中であきらめざるを得ない場合や、最初から不妊治療を受けること自体あきらめておられるケースも多いと聞きます。なかなか子供が生まれない時代を迎え、欲しいと思っていただくことは非常に重要なことだと考えます。一層の支援充実が必要だと考え、質問をいたします。

1番、現在、不妊治療にはどれだけの費用がかかるものなのでしょうか。2番、不妊治療の成功率はどの程度でしょうか。3番、現在の助成制度の内容は。4番、不妊治療の動向と利用者からの要望は把握できているのでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。お答えよろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員の御質問にお答えしてまいります。

最初に、災害時の救援体制についてでございます。

道路網や橋が寸断された場合の各集落や各家庭の状況把握体制、連絡体制はどうなっておるかということでございますが、災害に関する情報の収集伝達は、地域防災計画において、昼夜を問わず町が地域振興協議会、区長に連絡するとともに、出先機関、所管をする施設の管理者などに問い合わせる情報の収集に努める。各地域振興協議会は、当該区長に問い合わせなどにより、情報の収集に努める。消防団は自主的なパトロールに努め、情報の収集、伝達に心がけ、町に連絡する。時間外及び夜間に災害が発生した場合、職員は参集時に各自情報の収集に努めるとして

おります。電話による情報収集、防災行政無線やケーブルテレビによる情報収集の呼びかけ、災害対策本部のパトロールなどが基本的なものでございます。

集落内の状況把握については、やはり自治会や自主防災組織などが中心になり行っていただく必要があります、ふだんにおいてそのような訓練に取り組んでいただけたらと思います。

しかしながら、もし道路網が寸断されるような大規模災害が発生し、孤立集落ができた場合となりますと、町でも対応ができないと考えられますので、県を通じて自衛隊などへ、外部への速やかな応援要請をお願いするしかないと考えますけれども、土砂崩れや倒木、陥没などにより道路が通行不能に至った場合の応急復旧や機能確保、住居等の建物、建築物の崩壊などに伴う人命救助のための障害物の除去などにつきましては、南部町建設業協会の御協力をいただきながら実施できるように日ごろから災害時における協定を結んで備えておるところでございます。

いずれにいたしましても、中山間地である本町において、大変重要な事項と認識をしておりますので、今後、調査、研究を行い、体制が確立できるように検討していきたいと思っております。

次に、電気や水などのライフラインの途絶に対する避難所の備えはという質問でございます。本町の避難所については、地域防災計画の中で公共施設を中心に23カ所指定しております。しかしながら、その指定避難所に災害備蓄の配備は行っていないのが現状でございます。

本町における災害備蓄の状況は、基本的には平成19年4月1日施行の県及び市町村の備蓄に関する連携体制整備要領に基づきまして、水、食糧、日用品などを、また町独自に備蓄しているものをあわせて、西伯郵便局近くの町の災害備蓄倉庫に備蓄をしております。現段階では、災害等により避難所を開設した場合には、その災害備蓄倉庫から各避難所へ配送するように考えていますが、本年度予定している地域防災計画の改定作業の際には、避難所についても再検討を行う予定でございますので、各避難所設置施設のスペース的な状況も踏まえながら、ある程度の災害備蓄配備について、あわせて検討したいと考えております。

最後に、医療機関やけが人、病人などの救急搬送体制でございます。傷病者などの医療機関への搬送は西部消防局で実施します。ただし、西部消防局の救急車が確保できない場合は、県、町、及び災害対策本部医療班で確保した車両により搬送することとされています。しかしながら、大規模災害により多数の負傷者が発生した場合には、救急、救助要請が集中するおそれがあるためにすべてに対応することは困難と考えますので、よりの確に救助活動を行うために負傷者、病気の方について、トリアージの実施により優先順位を決定し、速やかな搬送体制の準備を行うことが必要であります。また、西部消防局や救急医療機関が到着するまでにその場において住民みずからの救助活動への参加も重要だと思っております。西部消防局の教育指導を受け、町消防団の救急救

助活動能力の向上に努めるほか、自治会、自主防災組織、自衛消防団など各種団体などにおいても応急手当ての方法など、救助知識が少しずつでも普及していくように努めてまいります。

次に、不妊治療費の助成についてでございます。

国の統計によれば、平成23年度の合計特殊出生率は1.39と、今後さらに少子高齢化が進行することが予想されております。そのような中、本町においても子育て環境の拡充や議員御指摘の出生率の増加政策は重要な課題であると認識をしております。

鳥取県は平成16年9月から体外授精や顕微授精、いわゆる特定不妊治療を受けた方に対し、助成金を交付する制度を創設し、平成23年度には人工授精についても助成するよう制度を拡充しました。本町も子供を望む夫婦が安心して子供を産み育てることができるよう、県の助成金に上乗せをして、治療に必要な経費負担の軽減を支援することを目的に、本年度から南部町不妊治療費助成制度を実施いたします。

議員御質問の、現在不妊治療にどれだけの費用がかかるのかということでございます。御承知のとおり、不妊治療費には健康保険が適用されないということでございますので、個人の自己負担は大きなものとなります。医療機関により差があるようですが、1回の費用は人工授精で1万円から2万円、体外授精が約30万から50万円、顕微授精では約40万から60万の費用がかかると言われております。

次に、不妊治療の成功率はどの程度であるのかという質問でございますけれども、こちらにつきましても、治療を受けられる方の状態や受診される医療機関によっても違いが大きいものだと思います。ある資料によりますと、不妊治療の1回当たりの妊娠成功率は2割から3割程度と言われ、何度も治療を繰り返す必要があることから、妊娠を望む御夫婦にとっても費用も時間もかなりの御負担になっているのが現状のようでございます。

次に、現在の助成制度の内容という質問でございますが、南部町不妊治療費助成を説明いたします。この助成制度は、子供を望む夫婦が安心して子供を産み育てることができるよう支援するために、特定不妊治療並びに人工授精に要する経費の一部を助成し、経済的負担の軽減を目的に本年度から実施いたします。助成対象者は、夫もしくは妻のいずれか一方、またはその両方が1年以上継続して南部町に住所を有している方で、鳥取県不妊治療費助成金の交付決定を受けたお方です。助成金額は、体外授精、顕微授精、いわゆる特定不妊治療につきましては要した費用の額から県助成金相当額を控除した額と5万円のいずれか低い額を、人工授精につきましては要した費用の5分の1の額を、それぞれ県の助成金に上乗せすることとしております。

具体的には、先ほどの質問で体外授精については平均して40万円程度の費用がかかると説明

しました。この費用額をもとに計算しますと、県の助成金が17万5,000円、町の助成金が5万円上乗せとなり、御夫婦の負担は17万5,000円となります。同じように人工授精の場合は、1回の費用が2万円と仮定し、3回の治療をされた費用負担は、県の助成金が3万円、町の助成金が1万2,000円、御夫婦の負担が1万8,000円となります。いずれの場合もこの助成制度を御利用いただければ、御夫婦の負担額を3割から5割程度まで縮減いただけるものと考えております。助成期間については、特定不妊治療は1年度に2回、通算5年度で10回まで、人工授精については、通算2年度と、助成対象としております。

最後に不妊治療の動向と利用者からの要望との質問でございます。近年、社会情勢の変化や生活環境の変化から初婚年齢が上がり、全国的に妊娠率も下がる傾向にあると言われております。また、生活習慣や食生活の変化も不妊の悩みが増加している要因に上げられます。

そのような中、鳥取県の資料をもとに県内の不妊治療費助成の申請件数を見てみますと、平成17年度に186件であったものが、平成23年度には677件と、およそ3.6倍の増加を示しております。南部町においても年々増加の傾向にあると考えております。この数値は申請に基づくものであるために、実際にはその何倍もの不妊に対する悩みを抱えている方がいらっしゃるのが現実だと思います。そのような方の多くは、高額な費用負担や治療の長期化、治療による母体への影響などから、御本人が望まれる治療が十分に行われているとは言えません。また、助成制度についても、制度は知っていても申請手続の煩雑さなどから敬遠される実態もあるように伺っておりますので、申請の簡素化なども今後の課題だと考えております。

いずれにいたしましても、本町の新しい制度が一人でも多くの該当する皆様に活用いただけるように、制度の周知に努め、県及び近隣市町村、関係医療機関との連携を密に事業実施をしてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） お答えありがとうございました。

まず、災害時の救援体制についてから、この場で質問を続けていきたいと思っております。

お答えをいただきました、冒頭、情報収集については、地域防災体制計画にのっとり、情報収集、把握を行っていくというお答えでございました。

私たちが大規模災害と聞いたときに、まず頭に浮かぶのは、一番多いのはやっぱり鳥取西部地震だろうというふうに思います。私は阪神・淡路・大震災のときにも、たまたま救援隊ということで行って、あの現場を見させていただきましたが、どうも鳥取西部や阪神・淡路の状況とは、

今回の東日本大震災の救援所の様子っていうのは、全く違ったものであったように、いろんな書き物等々を調べていきますと、本当に悲惨な状態だったんだなということが、だんだんわかってきました。議会でも来月の4日から東北の方に視察に伺って、そのあたりをしっかりと、見ることはもうできないかもしれませんが、聞いてきたいというふうには思うわけですが、避難所自体とか地区自体が孤立をして支援を受けられなかったといったようなところが非常に多くて、どこに避難所があったのかさえも行政の方としてもわからない。行政自体が消滅してしまった町があるくらいですので、そういった災害に見舞われることは余り想像はしたくないところではありますけれども、例えば停電が起こって電気が使えない、電話も使えない、橋が落ちとって川の向こう側にもなかなか行きづらいといった体制になると、先ほどの電話での問い合わせとか、区長さんが今一体どこにおられるのかもわからないという状況も出てくるのではないかと、うふうに思います。

繰り返しになります、こういうことは余り想像したくはないんですけれども、そういった場合にどうやって各地区の情報を収集していくのかということになりますと、防災無線というお話も出ました。防災無線で何とかして情報を引き上げてくださいということも、こちらから発信することもできるかもしれませんが、それがなかなか難しい状況っていうのも出てくるかもしれません。停電時だとか、そういった場合に防災無線の備えというものの自体がどの程度あるのかを、ちょっと確認をさせてやってください。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。防災無線ということになりますと、こちらの方、発信する側は庁舎の方でございますので、非常電源等で対応することになりますし、各家庭の方につきましては、電池をきちんと確認していただいて、停電のときには電池に自動的に切りかわるようになっておりますので、そういうのを日ごろからお願いしているということで、これはかねてからお願いしているところでございます。

確かに道路が分断されるような災害になりますと、これはもうどこをどうやっていいかわからないということになるわけですが、実際に今回の東北大震災のように津波とかそういう大規模に被害を及ぼす災害というのは本町では考えにくいところではありますけれども、一番考えられますのは、土砂災害であろうと思います。これもある程度場所を限定したところになると思いますし、その中でこちらの方から出向いて、最終的には確認せないけんじゃないかとは思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（５番 景山 浩君） そうしますと、今後また防災計画を見直しをかけられるということですので、例えば道路が土砂崩れによって通行不能になった。橋が落ちて、渡河が不能になったといった場合の迂回路ですとか、渡河箇所の選定とか、そういった観点からもぜひ防災計画の見直しをお願いをしたいというふうに思いますが、総務課長、いかがでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。想定がどこまでできるかというのが非常に難しいと思います。道すべて川があれば橋がかかっているわけでもございまして、そこを、じゃどの場所はという格好でやるかっていう個別まではなかなか難しいではないかと思っております。ただ、大まかに、例えば孤立しそうな集落、例えば谷の方であるとか、そこのところについては、重点的にそういうことを考えないけんじゃないかとは思っています。以上です。

○議長（足立 喜義君） ５番、景山浩君。

○議員（５番 景山 浩君） 本当に、確かに町内全域が非常に甚大な被災状況になってしまえばもう手がつけれないといったことにもなるわけです。東北の今回の津波のように、全町域が波にさらわれてしまったということになれば、もうこれは本当にどうしようもないということも起きるかもしれませんけれども、幸いに我が町は、山間部もあれば平らなところもあり、山際もあれば山から少し離れたところもあるということですので、いろんな災害を想定しながら、綿密な計画をつくっていただきたいというふうに思います。

今回、東北での事例ですが、無線による、電話、無線による手段が途絶えてしまったときに、トランシーバーによる中継の連絡というものが結構役に立ったという場所がどうもあったようです。たまたまその町だとかがそういうトランシーバーの配置をされていたのかどうなのかということとはちょっとよくわからないところではありますが、そういった非常時に連絡をとる方法として、多分山ですとか、谷はいいんでしょうけれども、山とかそういった障害物を迂回してでも、何か所か中継をしてでも連絡がとれるような、そういった体制をとっておられた場所というものがどうもあったようです。トランシーバーだけに限らず、そういった有効と思えるような手段を、そんなに大きな投資が必要ではないような備えもできるだけやっていただきたいなというふうに思っております。

情報については以上なんですけど、次に、電気や水道などのライフラインの途絶ということで、質問の中身については避難所の備えということを書いておりますが、少し話を戻させてやってください。

今回の直接の津波、地震ではなくて、原子炉の事故の問題で、緊急事態が起きたときに圧力容

器の中の圧力を下げるためのベントの弁は電動だったといったような、えっと思うようなことが報道で出てまいりました。先ほど壇上からお話をさせていただきましたときのように、ガソリンスタンドの給油のポンプもすべて電動、停電になったら使えないといったような状態で車を走らせることができないというようなことも出てきたわけです。1日か2日ぐらいの避難期間であればまだいいんでしょうけれども、生命が維持できる72時間の壁というやつでしょうか、救援が来るのを待って72時間を超えてしまとなかなかそれ以降の救命が難しくなるといったような、そういった3日の線を超えてしまうような孤立状態が万が一続いた場合は、やはりそういう災害があるものと仮定して考えれば、そういう電気がずっと来ない、いろんなものが動かせないという状況も想定をしていかなければいけないのではないかなというふうに思いますが、そういう例えば電気が来なかったためにどういうことができなくなる、どういう支障が出るとか、水道がとまったためにどういう支障が出るといったような想定を防災計画を組まれる上で考えていらっしゃるものかどうかをお聞かせください。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。電気、水が途絶えるという中で防災計画をんかどう見てるかということでございますけども、電気等につきましては、今のところは自家発電とかという話をするわけですが、どうしてもそれも限られたところにしかないわけでございます、そのときそのときで対応できるものではございません。移動式のそういう業者が持っておられるものとか、援助の中で出してもらおうような形のもので対応するしかないんじゃないかとは思いますが、あとは復旧の状況を見て、そのの、来なければ、使えるところに人を動かすというようなことも必要ではないかと思ったりもしています。水につきましては、そこに大きいタンク、水源地のタンクはあるわけですが、そういうところから取水ということも可能になっておりますので、そこが損傷してなければ、そういうところから対応していく、あるいは給水車の応援を求めるといった形しかないんじゃないかと、今思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） ああいった未曾有の大災害を前提にしてお話をしていますので、質問している私自身も今聞いていることが答えられるような備えが完全にできてるような自治体というのは多分ないだろうなというふうには思いますが、こういったことが起きてしまった以上、何がしかの備えということが必要になってくるというつもりで質問させていただいてるというふうに御理解をください。

例えば昔ですと、結構いろんな御家庭に井戸が残ってました。ですので、断水の際には、よ

く近所に井戸水をもらいに行ったりもしました。今回の東北なんかでも大変寒い時期の災害でしたので、一遍ぬれた方が着がえもない、暖房もとれないということで、夜間に低体温で亡くなるというケースが非常に多かったということで、きのうの町長のお話にもまきストーブといったような話も出ました。

燃料問題については、これは最悪の場合は瓦れきでも燃やせます。例えば公民館にこういった井戸とかまきストーブを置いて、万が一のときに備えるといったようなことというのは考えられないのでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。非常にまきストーブは原始的なものでございまして、その万が一のときのために、暖をとるためにまきストーブをあらかじめ設置しておくというのは、これは新たな提案で検討に値することじゃないかなと思って聞かせていただきました。

井戸を掘るというのは、これはちょうどそこが適地ならいいわけですが、これはそういう水源があるかないかというようなこともありますし、それから必ずしも飲料に適しているかどうかというようなことも、仮にあっても適しているかどうかというようなこともあろうというように思います。私の住むところでは大概どこの家庭も井戸は今、生きておると思います。水道は設置はしてあっても、井戸はまだ我が家でも使っております。そういう状況でございますので、特定の地域、本当に水源がなくて困っているようなところにそういう共同の井戸というようなものもあれば、これは避難生活には非常に有効だなとは思いますが、井戸についてはちょっと何とも申し上げられない、先ほど申し上げたような理由から、何とも申し上げられないわけでありまして。検討はしてみたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 昔からの農家は井戸があったり、もしかしたら、今は使っていないけども煮炊きができる、火を燃やすものが残っていたりということで、もちろんお米も家に置いてありますし、災害が起こったときにその家自体がもうぺちゃんこになってしまう以外では、非常に防災面では強い、備えのあるところに住んでいるというふうに思いますが、そうではない新しいお宅についてはそういうものがなかなかないということが皆さんの想像にかたくないというふうに思います。東北でも給水車というものが、何遍も繰り返しになりますけれども、道路の状況、燃料の状況で避難所まで行けなかったということが、ほとんどの避難所でそういうことが起こっているということを考えれば、何がしかの水の確保の措置というものも、南部町だけが被災地だったら周辺から幾らでも応援の手が届いてくると思うんですけれども、広域的な災害になった

場合には、やはりそこら辺も準備をしていくべきではないかなというふうに考えます。

それと、きのうも病院の燃料のことについて、大体3日間程度はもつというふうに御答弁がありました。今までは役場が地域の状況を把握するための情報収集とかということでしたが、東北の方で救急車が医療機関への搬送、結局最終的には無連絡での搬送ということにならざるを得なかったという状態だったようですけれども、防災無線、消防の防災無線が設置をされている病院とかにはそれでも最小限の連絡をしてから搬送をかけるということができたといったようなことも報告をされております。今現在、西伯病院にそういった面での体制というのはどうなっておりますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 病院事務部長、陶山清孝君。

○病院事務部長（陶山 清孝君） 事務部長でございます。搬送という面での対応だけであれば、これは鳥取県西部の中の医療圏の中で相互に連携し合うということで、県を中心に連携をとるようになってます。連絡手段は、病院が持ってます衛星無線を使うというのが今の手段でございます。ただ、現実にはそれを搬送するどうのってというのは、病院に機能ありませんので、そこはやはり自衛隊だとか、それからお互いに助け合いながら、何とか大八車ででもリヤカーでも運ぶというような手段が必要だろうというぐあい思っております。十分に待ち構えてトリアージをするという体制はとっておつもりでございます。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） ありがとうございます。最悪の場合は担架でも、もしかしたら背負ってでも行かないといけないといったような状況というのは、出てくるんだろう。幸いにも町域がそんなに広くないわけですので、そういう手段でも運べる人は運んでいかないといけないような状態、事態というものが出てきた場合は、そういう手段もとらざるを得ないのかなという気もしております。

いろいろ伺ってまいりましたけれども、確かにああいった津波で一面被災地になってしまうといったようなことは、私たちの町では想像ができません。鳥取西部地震を上回るような非常に大きな地震が発生をすとか、この間の台風の集中豪雨のさらに強い豪雨が出て、水害が発生すとか、それぞれのケースに応じた、きょう申し上げてきたような中身も含めたシミュレーションを通じての、より万が一のときに対応可能な防災計画というものに練り上げを行っていただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

ついでに、ついでにと言っちゃいけませんけれども、そういったことを想定した防災訓練というものも、ぜひ一度やってみていただきたいと、救援訓練ですね。そういうものもお願いをして、

この件については終わりたいと思いますが、もし何かございましたら。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。現在、防災計画見直しにかかっておりますので、ぜひともそのあたりを検討したいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、加藤晃君。

○総務課長（加藤 晃君） 総務課長でございます。ちょっと補足でございますが、防災訓練につきましても、毎年いろいろ想定いたしまして、図上訓練になったり、現場になったりしておりますがやっておりますので、今後も続けていきますとともに、先ほど申されました、より災害想定の大いものに対することも含めていきたいと考えております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） それでは、不妊治療の助成について、もう少し伺わせていただきます。

鳥取県での治療者数の数字というのが、平成17年の186件から平成23年に677件に、3倍以上にふえているということで、町でも増加の一途をたどっているということでしたが、南部町の方でこの治療を受けられている数というのはわかりますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。特定不妊治療の方は、平成16年度から始まっておりまして、県の方に問い合わせしてみました。16年度が、延べ件数で言います、1、17年度が3、18年度が2、19年度が9、20年度が7、21年度が3、22年度が7、23年度が7というぐあいです。人工授精の方は、昨年からはじめて、南部町で幾らということはやっとまだ数字は出ておらないようで、県全体で152組の方に助成をいたして、そのうち西部圏域では57組あったということを聞いております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 特定の治療については、40万円から多い場合に60万円ですか。もちろんこれ助成を受ければ県の助成、そして町の助成が今年度から受けれるわけですが、成功率が20%から30%ということで年に2回ずつ10回、これを行われるケースも多分あるんだろうなというふうに思われます。そうしますと、最高の60万円で考えると、1回30万円以上かかってくるということになるんじゃないかと思っておりますので、これを10回受けようとするれば300万円かかってくるということになります。今までは、町の方を通してということでは県の制度だったというふうに思いますが、今までこの730万円の所得制限にひっかかった

方、希望されたんだけどこの助成制度は受けられないよっていうふうに言われたような方っていうのは、把握はされてないかとは思いますが、ちょっと確認です。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。残念ながら、ちょっとそこまでの質問は県の方にしておりません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 壇上の質問でもさせていただきましたが、割と若年層の方ですね、まだ給料がそこそこ、年相応のころっていうのは、この不妊治療が必要になる年齢でも多分ないだろうなというふうに思います。30を過ぎて、また35を過ぎてとかというふうになってきて、初めて不妊治療受けられる、場合によっては40を過ぎたような方っていうのもいらっしゃるんじゃないかなというふうに思っております。そうすると、この夫婦合わせて730万円の所得の制限、なるほど、ある程度所得がある方ですので、出して出せないことはないかもしれませんが、それを社会が負担をすることの負担の重さと、子供さんができる喜びとかうれしさを考えれば、どちらかと言えばそっちの方が大きいんじゃないかな、特にこれからは大きくなっていくんじゃないかなというふうに考えます。これはお答えをすぐにいただけることではないと思うんですけれども、こういった所得の制限について、県はできないというのであれば町として何がしかの支援ができないものかなというふうに、これは明確なお答えは要りませんが、気持ちとしてお答えをいただければと思います。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。現在、不妊治療をどれだけの人が受けておられるか、どういう方が受けておられるかということが把握できていない状況の中で、明確な回答することはできませんけども、議員から御質問いただきまして米子の該当する病院の方へ問い合わせしてみましたところ、全国からもかなりの方が来ておられて、初回の方で日々3件ぐらいは毎日ぐらいあるというようなことを聞いておりますので、全国から見ればかなりの方が希望しておられるんだなというふうに印象を受けました。所得要件が夫婦合わせて730万円ということでございますけども、そういった町の実態というのも十分把握をした上で検討していくという格好をとらせていただきたいと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） この少子化対策というのは、きょう質問させていただきました不妊治療のこともありますし、子育ての面もありますし、教育であったり、地域環境であったり、

その後の就職の問題であったり、本当に町が担ってる行政範囲すべてが絡んでくるような非常に大きな問題であろうというふうに思います。すべてのベクトルを将来を担っていく子供たちに生まれてきていただける、そして健全に育てていただけるという方向に合わせていかないと、1個1個、個別単独で対策をとっていても、現状成果が上がっていないという1.39ですので、将来的にもなかなか難しいというふうに思いますが、昨日出馬の表明をされた坂本町長として、今後、この少子化に向けた子育て対策もろもろについて、どのようなお考えをお持ちかということのを伺って、質問を終わりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。少子化の問題はこの社会の活力をそぐわけでございます。できるだけ、この人口減少社会のスピードをゆっくりとやっていくということが求められるのではないかとこのように思っております。私も御信任をいただくなれば子供の子育てとか、あるいは子供の保育や教育をめぐる部分に今まで以上に力を入れていきたいというように思っております。その一環としてこの不妊治療といったことも当然あるわけでございます。できるだけ子供が産みやすい、産めない人にはそういう産めるチャンスもある、そういう地域社会というものを南部町でつくっていったらなというように考えております。

景山議員のいろいろな角度からの御質問聞いておまして、もっともっと努力せんといけんなという思いに今なっております。病気や、あるいは病気ではないわけですけれども子供を望む人が子供に恵まれないというのは本当に残念だろうと思っております。今まで以上にこういう部分に力を入れていきたいものだという思いで聞かせていただきました。以上です。

○議長（足立 喜義君） 以上で5番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、13番、亀尾共三君の質問を許します。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番の亀尾でございます。質問に入る前に、ちょっとお断りしておきます。実は、皆さんのお手元に質問届が届いていると思いますが、その中で2字ですね、文字が2つちょっと訂正をしなければなりませんので、申し上げますのでよろしくお願いします。

質問の趣旨の及び背景というところの欄で、下から15行目、かなりあれですけど、真ん中どころからちょっと下ですね。そのところに、項目で1つ、2つと上げてます。2つには任意組織なら、なぜ行政組織というぐあいになってると思うんですけども、このところは、「なぜ行政区域」に改めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、議長から質問の許可を得ましたので、質問を行います。

質問は、地域振興協議会についてお聞きするものであります。

南部町地域振興区の設置に関する条例が制定され、地域振興協議会が発足して5年が経過しようとしております。南部町が制定した条例は、地方自治法に定める地域自治区ではなく地域振興協議会、任意の団体であります。地方自治法に定める地域自治区とは、地域自治区に市町村の支所等を置き、そこに職員を充てることとしており、地域住民の意見等を聞き、地域の要望等を反映するために構成員を首長が選任する地域協議会を置くこととされております。

しかし、南部町は地方自治法に規定のない地域振興区を条例により制度化しているものであり、この条例に問題があると私は思うところであります。

全国には、地方自治法に定めのない地域自治組織がある市町村はありますが、条例で分けをして、その区域内に統括する組織を条例で定めている市町村はないのではありませんか。それは地方自治法に抵触することと、もしくは条例化したものであれば、行政区域と行政組織をつくったのではないですか。

もし、そうであれば問題は2つある。1つは地方自治法に定めのない行政組織は上位法である地方自治法違反であり、条例そのものに効果がないということではありませんか。2つには、任意組織ならなぜ行政区域と統括する組織を定めたのか、問題が発生することです。

そのような条例上の組織は、行政組織としか考えられないことでもあります。つまり、行政組織で働く職員は、地方公務員法でなければなりません。町は当初から、町職員を各地域振興協議会に2名ずつ、合計14名を実質派遣することをを行うとともに、会長と副会長各1名ずつ、合計14名は町長が地域振興協議会評議委員会の推薦という形をとりながら任命するという、特別職の公務員を14名配置したわけです。また以後は、地域振興協議会採用の職員として、現在各2名ずつ、14名の公務員でない職員が地域振興協議会で働いているという状況になっております。この給与及び報酬、賃金等は、すべて税金であるということは言うまでもありません。公務サービス関係でいえば、住民へのサービスへの向上にはつながっておりません。地域振興協議会の発足後に区長協議会と地区公民館は廃止され、お金は以前と比べて大きくふえています。その分、住民は地域活動の活性化を図られたと感じている声はなかなか聞こえてきません。

以上のことをもとにお聞きします。

1つ、一般職員を任意の組織に支援員としているが実態は派遣であり、そのことは地方公務員法違反であると考えますがどうでしょうか。

2つ、条例により分けをして、その地域内を統括する組織を条例で定めている市町村はほか

にあるでしょうか。あればその条例の提示を求めるものであります。

3つ、3年以上にわたって町職員を支援員として配置したが、役場の勤務であれば通常の公務を行い、住民サービスに大きな効果があったと思います。その間の人件費の総額は幾らでしょうか、お聞きします。

4つ、正・副会長の報酬、また協議会で採用の職員は公務員ではないが、地域振興協議会発足のために新たな税金の投入はむだ遣いであると考えられるものですがいかがでしょうか。

5つ、地域振興協議会支援交付金規則の第13条、余剰金の取り扱いの条文の中で、残金は全額返納に改めることを求めるものであります。

6つ、区長制度の廃止で、集落の要望事項を協議会を通して届けると、以前より回答と対応が遅く、後退であり、改善を求めるものであります。

7つ、指定管理制度に沿って、公の施設を協議会に委託しているが、そのために経費が増大していることも問題であると考えます。各公民館等は町が直接の管理をして、地域活動を町職員の支援で行うことを求めますがどうでしょうか。

8つ、地域振興協議会制度は税金投入の額に比べ公務サービスの低下を招いており、加えて未加入集落に対しての不公正な事例もあり、地域振興協議会発足以前の行政方針に改めることを求めるものであります。

以上、この場からの質問は終わり、あとは再質問で深めたいと思いますのでよろしくお願います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 亀尾議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、8点にわたって具体的に説明を求められたわけですが、個別の質問にお答えをする前に、議員の「地域振興協議会は地方自治法に違反している」と、こういう旨の発言について私の見解を申し上げます。

地方自治法にいう地域自治区は自治体はその区域を定め、事務所を置き、事務所の長は地方自治体の職員を置くことになっております。しかし、これはあくまでも地方自治体はそのような形で地域自治区を設置することができるかと書かれております。つまり、強制でもなければ、地方自治法とその形が異なるものを設置したから直ちに法律違反というわけではございません。

ちなみに本町の南部町地域振興区の設置などに関する条例につきましては、平成19年の3月議会に上程し、可決をいただいたものであります。上程に先立ち、執行部内での慎重な検討はもとよりですが、国、県の関係機関や大学で地方自治を専門に研究されている先生などに条例の

妥当性や地方自治法との整合性などについて照会を行い、正すべきところは正して、問題はない旨の確認を行った後に上程に至ったものでございます。

また、本町の地域振興協議会は条例で区域を分け、区域内を統括する組織であるので、行政組織であり、これも地方自治法違反であるとの指摘ですが、町条例で区域を定めたのは、町民が主体的に地域活動を行い、かつその共同体意識の形成を図るためでありまして、あわせて地域振興区は、南部町に暮らす町民の皆さんがみずから暮らす地域のあり方を考え、地域の力を結集してさまざまな活動に取り組む場として、かつ町が町人の皆さんの意見を町政の運営に反映し、町民の皆さんとともに魅力ある地域づくりを行う場として設置されたものでございまして、条例にうたうところの統括という言葉は、そのような活動を各振興協議会がその区域内で行うという趣旨でございまして、これも説明してまいりました。

ちなみに、地域振興協議会は住民の皆さんに対して強制や権限の行使が可能な団体ではなく、あくまでも条例上の組織であり、行政組織ではございません。したがって、行政組織だからそこに働く者は公務員でなければならないという議員の発言も成立しません。

参考までに、自治振興区については、平成16年度に地方自治法にその規定が追加されています。これは国が市町村の広域的な合併を後押しするためにつくられた条項でありまして、広域合併を行い役場がなくなったエリアの利便性を従来どおり確保するための法律と言えます。この法律では、自治体はその条例で地域自治区を設置するならば、事務所の長は事務吏員、つまり公務員を充てることと定められていますが、これはあくまでも事務所の長についての規定であり、そこで事務に従事する者全員が公務員でなければならないということではございません。また、地方自治法でいう地域自治区には地方協議会という機関を置くことが定められていますが、その活動については、本町の地域振興協議会のように住民の皆さんが主体となるのではなく、先ほど述べました事務所の長、つまり自治体の職員が中心になって運営していく形態となっておりますので、採用しなかったわけでございます。御理解をいただきたいと思っております。

それでは個別の質問にお答えしてまいります。

まず1番目に、一般職員を任意の組織に派遣することは違法であると考えているかどうかというお尋ねでございます。平成19年度に7つの地域振興協議会が発足した際に、嘱託職員1名を含めた14人の職員にその運営について支援を行っていただきました。これは本町の地域振興協議会は全国的に見ても手本となる先行事例がなく、また設立当初は各地域で協議会の運営業務になれた方がおられないという事情により町職員が支援に当たったものでございます。その際、これら職員は、その所属は町企画政策課であり、協議会の支援業務と並行し企画政策課に係る町業務も

担当しております。したがって、地域振興協議会に職員を派遣したわけではなく支援業務を行わせたということでございます。

2番、条例により区分けをしているような市町村はあるかということでございますが、前段で申し上げたとおり、本町の地域振興協議会はその地域内を統括する組織という趣旨のもとに条例で定めているものではありませんが、議員お尋ねの件については、三重県名張市が本町のものと同様の類似した条例と規則を平成21年に整備しておられます。

次に、3年間にわたる支援員の人件費は幾らかということでございますが、先ほど御説明しましたとおり、支援職員はその支援業務の中で各地域の組織や住民の皆さんに対してさまざまな支援活動を行ってきました。この面から考えますと、通常の役場勤務以上の住民サービスの向上を図ることができたと確信をしております。また、人件費についてのお尋ねですが、これについては、支援職員は地域振興協議会の支援活動とあわせて町業務も担ってまいりましたので、支援職員の人件費が協議会の費用とは考えていないところでございます。

次に、正副会長の報酬、また協議会で採用の職員は公務員ではないが、地域振興協議会発足のために新たな税金の投入はむだであるという質問にお答えします。地域振興協議会の正副会長さんは、町の非常勤特別職であり、各協議会における住民自治やコミュニティーの活性化、防災や防犯、環境美化、地域福祉などの活動を住民の皆さんみずからが推進していただく中心的な役割を担っていただいております。報酬に対して絶大な成果を生み出していると思っております。また、各協議会の事務局員についても、今や協議会にはなくてはならない存在になっていただいておりますが、その報酬は、財源として国の特別交付税を充てることが認められており、町の負担はほぼありません。以上説明いたしましたとおり、現在の協議会の人件費はむだ遣いであるとは考えておりません。

4点目でございますが、余剰金の取扱いの中で、残金は全額返納に改めるべきであるという質問でございます。御指摘の交付金規則13条、余剰金の取り扱いにつきましては、地域振興協議会の会計決算において、交付を受けた交付額の5%を上回る額の余剰が生じたときには5%を上回る額は町に返納することが決められております。各協議会におかれましては、その活動の財源である交付金について、日々節減の努力を重ねながら活動を展開しておられます。上記5%の繰り越しを規則にうたいましたのは、それら協議会の節減努力に対するインセンティブの制度でありますので、これをやめるということは考えておりません。

5点目、区長制度の廃止で、集落の要望事項を協議会を通じて届けると、以前より回答と対応が遅くなる、後退であるということでございます。これにつきましては雑賀議員の御質問の際に

お答えしておりますので省略をさせていただきたいと思いますが、従来と違って、毎月連絡会をして会長さん、副会長さんから地域の実情や、あるいは町政の現状などを御報告するなどして、従来以上に町政を身近に感じていただいております、このように思っております。

次に、指定管理制度に沿って公の施設を協議会に委託しているが、経費が増加しているということを問題にされております。各公民館などは町が直接の管理をして地域活動を町職員の支援で行うことということでございますが、指定管理の経費の増加については、これら経費の積算は、指定管理制度を実施する以前にかかっていた費用に管理の人件費を加えておりますので一見増加しているように思われますが、この人件費部分を町職員が担っていましたので、その部分を加えて積算すれば決して増額にはなっていないと考えております。あわせて、現在は日常的に地域振興協議会の職員が施設の各所を点検、整備しておりますので、指定管理以前より施設の長寿化が図られると考えております。また、各公民館などは町が直接の管理をなささいということでございますが、この方式をとりますと議員が前段で御指摘のように、さらに経費が増額となりますので、町直営ということは考えていないところでございます。

最後に、振興協議会の制度は税金投入額に比べて公務サービスの低下を招いており、加えて不公正な事象もあり、地域振興協議会発足以前の行政方針に改めることを求めるという質問にお答えします。税金の投入額に比べて公務サービスの低下を招いているということですが、従来から申し上げているとおり、地域振興協議会に対する交付金は、その多くが新たに発生したのではなく、従来からありました区長文書配布手数料や地区公民館活動委託料などを交付金に振りかえたものでございます。

地域振興協議会が発足して5年が経過した現在、住民の皆さんが地域振興協議会に結集して、さまざまな活動に取り組まれるようになりました。その多くは、交通や福祉、防災や防犯など多岐・多彩であります。いずれも地域が従来から抱えていた課題であり、集落単位ではなかなか解決が難しかったものばかりでございます。町としても、従来からこれらの課題は解決すべきものと認識しておりましたけれども、職員の数や経費の面から、町内全域できめ細かい手だてを講ずることが難しかったものばかりであります。この面から考えますと、地域振興協議会の費用対効果は大きなものがあると認識をいたしております。

現在、多くの成果を上げつつある地域振興協議会について、御指摘のように協議会結成前に戻すようなことは考えておりません。

本町の7つの地域振興協議会は、平成19年度に発足以来、これまで何度となく御説明をいたしてまいりましたとおり、そこで暮らす住民の皆さんみずからが地域の課題解決に取り組み、魅

力ある地域をつくる努力を続けていただいております。それらの取り組みの結果の一端が、県を初め各団体からの表彰という形となってあらわれております。

東西町地域振興協議会では、平成23年9月にありました豪雨災害の際に、日ごろの訓練に基づく迅速な避難や、避難所での災害弱者と言われる御高齢の皆さんなどに対する適切な対応が高く評価され、同年11月に鳥取県知事から自主防災組織表彰を受けられました。

あいみ富有の里地域振興協議会では、ホテルの繁殖や保護を通じた地域のアピールや、農産物加工施設・えぷろんを活用した農産物の直売所の開設、米子市の就将地区住民の皆さんとの定期的な交流活動の定着など、発足以来、多方面にわたる地域活性化の活動に対して、平成22年度に鳥取県知事表彰を受けておられます。同様の表彰は、ウドを初めとする地域特産品の開発や商品化、高齢者を初めとする地域の交通弱者の交通手段を確保する共助交通などが高く評価され、南さいはく地域振興協議会では、平成23年度に知事表彰を受賞されております。

また、あいみ手間山地域振興協議会では、地域内の防犯パトロールが評価され、平成24年度には米子地区防犯協議会から表彰を受けられることとなっております。

このほか、各協議会におかれましては、中国地区知事会、県交通安全協会などからの感謝状や鳥取県知事による福祉や地域活動に対する団体認定など多数受けておられるところであり、批判も大切でございますけれども、そのような住民の皆様方の取り組みを素直に喜び、大きな拍手でたたえてさしあげることも大切だと思いますけれども、いかがでございましょうか。

以上で答弁といたします。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁をいただきましたので、それに基づいて再質問をしたいと思いますので、答弁よろしく願います。

私は、最初のおそこの基本的なところで申し上げたのが、いわゆる地方公務員法に、南部町のこの地域振興区の設置に関する条例が、地方公務員法に違反してるとはではないかということをお申し上げたんですが、町長は、いや、そうではないと、地方公務員法でうたわれてることに抵触してないと……（「自治法」と呼ぶ者あり）地方自治法にですね、違反してないというように言われたんです。私は、もう1回これ見るんですけども、地方自治区の欄なんです。地方自治区の設置ということで、法では220の4に書いてあります。地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもって充てるということで、先ほど言われたのは、長はいわゆる町の職員を充てるということについてはですね、異論はなかったと思うんですけども、そこは共通の認識を持たれるわけですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 共通認識とおっしゃいますけれども、地方自治法に定める地域自治区というものをつくっておりませんので、共通認識にはならないと思います。地方自治法に基づかない組織をつくったということでございます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） じゃあ改めて聞くんですが、私は一貫して、この組織は、この条例によるものはいわゆる任意組織ですかということをお願いしたんですけども、任意組織だけでも条例上の組織だということなんですね。原則は、やはり任意組織ということは、これが基本になってると思うんですが、どうなんでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。この条例を上程をする前から、いわゆる案の段階からさまざまな質問をいただいてまいりました。それまでは、任意組織ということをお願いしていました。確かに私も言いました覚えがございます。しかし、条例を可決いただいてからは、条例上の組織という言い方をいたしております。条例上の組織だという言い方でございます。ただ、加入についてですね、未加入集落がございまして、そのことについてたびたび御質問をいただいてまいりました。加入を強制しておりませんので、努力義務をつけておりますけれども条例上は加入を強制しておりませんので、任意だという言い方にしているわけでありまして。したがって、たびたび何度もこれは答弁をいたしましたけれども、条例上の組織で、南部町の議会が議決をいただきました条例に基づいてつくった組織でございます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、あなたが言われることがようわからんですわ。というのは、任意組織であるということは、条例に基づいてやったけど強制はできないということですが、ということは、これは根本的には任意組織であるということだと思っんですよ。私はあえてここでもう一度確認するんですけども、実は、これ西部総合事務所の記録に載ってるんですけども、平成21年5月5日木曜日の日だったそうですけども、午前10時から12時まで緑水湖の研修センター会議室で南部町と県との意見交換というのが行われて、その概要ですね。出られたのは平井県知事やこれ水中さんというんですか主幹、それから前田部長、河原所長、中原局長、大塚室長ですか、そういうことで。町からは町長、副町長、関係課長が出られてますね。

くだりの中で言うんですけども、町長はこういうことをおっしゃってますね。町では、つまり南部町ですね、町では7つの振興協議会でやっているが、地方自治法の規定をあえて選択しない。

地方自治法では所長は町の職員であるようになっている。法律では町の出先機関で位置づけている行革を一方でやっているのに、行政の枠を広げるのは逆行しているのではないか、あえて採用しなかった。任意の組織でやった。このようにおっしゃってます。会長、副会長は住民が選んで町長が特別職としてお願いする形をとった。公務員法で任意組織に職員を派遣することはできない。そのため、企画政策課の職員で応援する等、苦しい形をとっている。もう一つは、従来使っていた経費をまとめて交付金という形で渡している。経費節減の努力をされても、浮いたら税金なので町へ返していただくことになる。収益事業で税金がかかるという問題もある。簡単な告示行為、承認行為で一定の資格ある団体として認めて、自治法、いわゆる税制法だとか公務員法です、上の問題としてクリアしていただけたらと思う。住民が選んだ人を所長にする方法に法律を変えていただいてもいい。今のままでは行政組織をいたずらに広げるだけだと、自主、自立を考え合わせて任意団体を選択した。このようにおっしゃってますね。

だから条例は、あなたはそうおっしゃるんだけど、はっきりと、ここで任意組織だっていうことを言っておられるんですよ。どうなんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。21年の5月にそのような意見交換会を行った記憶が今、よみがえってまいりました。内容も議事録を確認したわけではございませんけれども、概要そのように話したと思って記憶しております。自主自立の組織ということ念頭に置いて話しております。任意組織というのは、そういう言葉を使ったかもわかりませんが、先ほど申し上げたように地方自治法上に規定のない条例上の組織ということが正しいわけでありましてけれども、言い方としては、回りくどいので任意組織と言ったのかもわかりません。正しくは条例上の組織だということでございます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） あのね、そういうことは通用しませんよ。ちゃんと、上位法でそういうことはしてあるんだから、私は、こういういびつというんですか、よくわからない、私自身わかりませんが、いびつなそういう発言をやったがために、非常に不都合な状況が生まれてるんですよ。

私は聞くんですが、この中でもああ言ってるんですけども、また前後するんですけども言いますが、実は、税金で町のことが運営されているわけですね、一般行政。そうすると、任意組織であるなら、強制はできないって町長みずからもおっしゃってるんだけれども、代表的なことは何回も本会議でも聞いたんだけれども、いわゆる未加入集落、下阿賀地区ですね、ございますね。

ここに文書が、いわゆる公文書ですね、公文書ということは公な文書ですから公な費用で届けなければなりません。そこで、加入していない地域をお金を文書の手当を、こういうことなんですね。文書の手当は地域振興協議会、これは該当するのは区域が決めてありますから天津ということですが、そこを通じなければお金、手数料ですね、払わないということをおっしゃったんです。私は、これは税金を使うのが非常におかしいやり方だと思うんです。そのことが1点と、それから、この文書を配布するのが、改めて聞くんですが、下阿賀はがですね、そういう状況なんで、ほかの地域は各集落の役員さんが手配りしておりますが、下阿賀地区に限っては郵送しておりますね。その費用が誤差が幾らあるのか、多いのか、少ないのか、多くても少なくてもその金額、差額を教えてください。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。下阿賀区だけが今郵送ですが、1回当たりが72円。ちなみに、ほかの振興協議会の積算は1回当たり70円でございます。

○議長（足立 喜義君） 続けてください。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 失礼しました、続けます。先ほど申しあげました金額は、1世帯1回当たりの金額でございます。以上です。

○議員（13番 亀尾 共三君） まだ返ってませんよ、聞いたこと。返ってきてないよ。もう1点。2点言ったんだよ、質問。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 税金を使うのがおかしいというふうに言われたですけど。

○議員（13番 亀尾 共三君） 議長、ちょっといいですか。

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午後0時03分休憩

午後0時04分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。お答えします。まず、これは今まで協議会発足以来何度も御説明しておることでございますけども、行政文書につきましては協議会が発足しましてから、その配布は協議会が行うというふうになりました。したがって、各集落へ配布手数料をお支払いするその定めもなくなりまして、直接各集落へお支払い

する手だてはございません、今。

下阿賀区につきましては、今まで何度も協議会から配布手数料をもらってくださいというお願いもしておりますが、協議会からはもらわない。それからなおかつ自分たちで集落で配るから配布手数料をもらいたいという申し出もあっておりますが、その際も振興協議会の広報については配らないということをおっしゃっておられまして、これは地域のやっぱり大切な生活情報でございますので、それは配らないということで現在やむなく郵送にしておるところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 地域振興協議会を通じてお金を払うということは、これだれが決めてどこで決議したんですか、そういうこと。それと、協議会の文書を一緒に配ってもらえないからということ、それはあれですよ、その区の人が入っていないんだから、配りませんよ言われたのでないですか。会長、副会長いるんだから、それが配ってもいいんじゃないの、その2点について聞きます。そんな不都合なことがあるか。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。協議会が文書を各集落に配布するというのは、これは発足時に町と協議会で協議して決めたことでございます。

それから、今おっしゃる、入っていないんだからということなんですが、賛否はいかようであろうとも、必要な情報はやっぱり行政も協議会も基本的に流すと、流すというかお示しするということが基本的なスタンスだと思っておりますし、なおかつかてて加えて、下阿賀区にもたくさんの方が協議会の情報を知りたいとおっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、それはお知らせしなくてはいけないということで今、郵送で行っておるところでございます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 限られた時間ですから繰り返し繰り返しやりとりするのもなんですが、協議会を通じて払うというのは、町と協議会の何ていうんですか、会議で決めたということなんですが、私はですね、あくまでも任意団体だということをおっしゃるのであれば、入らないところが通じて払わなきゃいけないという理屈は成り立ちませんよ。

それと、確かにこの集落に協議会のことはどういうことか、通信は知りたいという人はあるでしょう。でしたらその方には協議会の手で配られたら、これが当たり前のやり方ではないですか。そのことを主張しておきます。

それから、私は、もう一つなんですが、先ほど、三重県の名張市ですが、これに類似したとい

うことは全く一緒じゃないということだと思っんですよ。そこがどうなんですか、全く同じもんですか、類似したというのはどこが違うのか。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。町長の答弁では名張市というふうに御紹介しました。どこが違うかという、やっぱりそれは自治体の名称もそれから自治体の所在する場所も違ってありますんで……（「そんなことわかったことだ」と呼ぶ者あり）そのあたりは当然違うんですが、基本的にですね、どこが違うかではなくて、類似したというその中身は、条例で自治組織を定めて、まず、それからその中で区域を定めて、市内を15の区域に分けておられます。それから、本町でも支援の職員を設置して、設立時に支援をいたしましたけども、地域担当職員というサポートの職員の制度を設置されたりということで、これは平成21年に条例ができておりますけども、その点が類似したという部分のお答えでございます。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は現物を見てないですからわかりませんが、この条例ができるときに議会で非常に問題となったというのは、任意団体であるのに、まず条例でおかしいということを行ったのと、こういうことで、第5条でこれがあるんですよ、地域振興区を統括し、ということがあるんですね。恐らく、区域を、定めるというのは、これ自身もちょっとおかしいんだけど、その文書があるということなんだけども、統括ということが載ってますね。これ、そういう状況をやるからややこしいことになって、そこを通じなければいけないとか、区域を決めたら、ということになるんですよ。

ちなみに、同じように地域自治の組織というものでつくってるところがあるんですけども、木曾町というところあるんですね、福島ですか。ここは、そういう条例をつくってやっていますけども、大きく違うのは、こういうことがなってるんですよ。届け出制にしてるんです。地域自治組織が設立した場合、その代表者は町長に設立の届け出をするということになってるんですよ。ということは、つまり型にはめないということで、地域のいろんな発想とか創意を町へ出して、その中で町の方が予算の範囲内ですか、そういうことできるということをやっているんで、届け出制にしとって、全町をがんじがらめにするなんていうことはしてないんですよ。

私は、つけ加えて言うんですけども、そういうやり方をやっています。届け出制にすれば、いろんな形で住民が自治組織を選択して届けることができますし、条例で地域を定め統括する組織を決めれば、上からの、今の町のやり方ですよ、ここの、上からの決定と押しつけによって自

治組織がつくられることになって、住民の自主的な選択ができない。まるで言いかえれば封建時代の代官制度か、あるいは戦前の任命制の村長のいるような、そういう地域になってしまいますということなんです。私は言いたいのは、こういう上からの押しつけをやめて、本当に届け出して、そこの地域の自主的な発想から思いでやっぱり地域をつくっていくということをやるべきだというぐあいに私は思うわけですが、その点についてどうなんですか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。木曾町は届け出制にしておるということでございまして、これは今後の参考にさせていただきたいと、このように思っております。

統括という上から目線というようなことをおっしゃいますけれども、そもそもこの条例を提案して可決をするまでに2年半の歳月をかけております。この2年半の間に、住民の皆さん方にいろいろ御意見を聞きながら進めてきました。7つの振興協議会ということになっとなりますけれども、私の最初の気持ちは5つぐらいにできんかということをご提案したわけですが、5つ。そうしましたところ、住民の皆さん方の区長さん方を中心にする検討委員会で、5つはちょっと大き過ぎると、7つぐらいがいいという御判断をいただきまして、7つになった経過がございます。決して私は独断と偏見で一方的にやったということではなくて、2年半の歳月をかけて、いろんな人の御意見を聞いてやったということでございますので、誤解をなさっておられるわけですが、その辺は改めて振り返って見ていただきたいと思いますというように思います。

それから、さっき文書のことをちょっと質問され、答弁も担当がしたわけですが、自治会にですね、亀尾議員、自治会に加入しないという人も町内にはたくさんあります。自治会に加入しないと。

○議員（13番 亀尾 共三君） そうですよ。

○町長（坂本 昭文君） そういう人には行政文書を届けなくてもいいのでしょうか。そういう人にもやっぱり町の必要な情報というのは届けんといけんということで郵送しております。下阿賀の場合は残念ながらこういうことになっておりますけれども、振興協議会の活動の様子をお知らせして、自分たちの考えていたこととはちょっと違った方向に動いておると、そういう評価もいただいて、こういうことなら一緒にやろうやということになってほしいという願いが私もございます。住民の皆さん方の努力義務もたしか4条でしたか、書いてございます。そういうことで、それを加入せんもんには届けんでもええというのは、余りにもこれは乱暴な御意見ではないかというように思って聞かせていただきました。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、ほかの集落でも自治会に加入しておられない世帯はありますよ。その方にも届けんでもいいなんてことは毛頭ありません。その人は、郵送される場合もあるでしょう。ただ、下阿賀の方は、配るよと。だけど、お金は地域振興協議会を通じなきゃいけないのか、直接くれたらいいでしょうということ。直接出してくれたら何ぼでも配ると言っておられるんです。先ほど言ったように2円ですね、金額的な単価はどうか言ったら2円だということだったんですが、それだって税金ですから、人の考えではわずかな、あるいは多いということあると思うんですよ。私は税金ですから1円たりとも、やはり削減というんですか、改良できることはやるべきだということをお願いしておきます。

そこで、今度はお金のことなんですが、以前と比べての費用のことなんですが、平成18年度予算、決算見ますと、これのところ、これ19年度ですね、地域振興区の交付金の一覧表が出てるんですが、その中にも区長手当だとか、あるいは館長の報酬だとか主事報酬ですね、そういう分が載っておりますね。その金額を合わせてちょっと拾ってみたんですけど、誤差が若干あるかもしれません。しかし、この金額が見ますと、18年度ですよ、それを見ますと、1,400万9,000円なんです。明くる年の19年のこの分を見ますと、これはその部分でいうと、1,460万1,980円ですね、載ってます、多いんです。そして、その19年度のときの総額が、2,343万5,790円載ってます。それで、24年度のこの予算を見ますと、交付金の総額が5,350万7,000円になっておるわけなんです。その中で拾ってみますと、人件費だけを全部拾ってみますと、24年度が4,265万362円なになります。

私は、この金額がふえたということが一つの大きな問題であって、最初に申し上げたように、庁舎内で職員として勤務しておれば、住民に広くいろんな住民サービスが、行政サービスができたと思うんですよ。1カ所に固めてしまうとこういうような状況になってくるといぐあいに思うんです。24年度はもちろん町の職員は出ておりませんが、しかし、こんだけのお金をつぎ込むのであれば、昔の公民館のことをやるとか、そういうことをやれば十分、それの方がお金の有効な使い方だといぐあいに思うんですが、どうなんですか。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。今、24年度の総額のうち人件費分を私の方でもう一度御説明させていただきます。

まず、会長さんの報酬とそれから正副会長さんの報酬とそれから職員の方の事務職員の方の人件費ですが……（「事務職員は2,941万」と呼ぶ者あり）ああ、そうです。（発言する者あり）議員たしか4,000幾らっていうふうに人件費おっしゃったように今伺いましたが、間違

いないですか……（発言する者あり）私の方では3,900万というふうに把握しております。うち事務員人件費が2,900万。ただ、この事務職員の人件費は特別交付税で補てんされるものでございますので、町の持ち出しはほとんどないというふうに先ほど町長答弁でも御説明したところでございます。

それから、公民館のような形にもう一回返すというふうにおっしゃいましたけども、例えば今、各協議会で取り組んでおられます非常に幅広く多彩な事業、例えば地域の防災を担うとか、それから地域福祉の活動ですとか、それから子供さんや高齢者の方の見守りですとか環境美化というものが、従来の公民館の活動の中ではなかなか取り組みにくかったものが、協議会ができてそういうものが、これも答弁で申し上げたとおりですが、今までなかなかできなかったことがどんどんできつつあるというところで、もとに戻すというのは方法としては決していいことではないというふうに考えるところでございます、担当としましても。

○議長（足立 喜義君） 亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私はですね、とらえ方が言い方が、ちょっとまずかったかなというぐあいには思うんですけども、いわゆる、事務員のお金が2,904万1,362円計上されております。これは交付金の中からではないということは十分わかります。それから、サポートスタッフというのが、社会保障費も含めて、221万3,000円入ってますね。それから会長・副会長の報酬も、これもあれですよ、交付金の中ではありませんね。年間、14名で正副会長合わせて1,081万1,000円、これらを含めて見ると総額で、いわゆる人的にかかる経費というのが4,200万からあってるんだよということを言ってるんですよ。お金の使い方として、事務職員はそれは特交だか何か交付税で参入だと言っとるんですけども、ほかの部分、補助金もありますけども、サポートスタッフなんかあるかもしれませんが、しかし、町のお金も持ち出しがこんだけあるということなんです。ということから言えば、私は限られた地域にそういうことするんじゃなくて、町は全体のために、ほかのことで使うべきだということを言ってるわけです。

それから、もう時間がありませんが、公民館を従来どおりに返したらいいけども、いや、それはということを否定されたんですけども、あるいは防災でしたか、防犯だとか、あるいは地域の子供のことだったかな、そういうこと、これも7つに区切ってるから、その地域に限ってやることでしょ。そうでなくて、ボランティアでやってる部分が多いんだから、町全体でそういう区切らずに、そういうことやらずに、以前の公民館のような形でやられたら、そこに以前は町の職員が入ってですよ、いろんな文化的なこと、公民館に、生涯教育のことについてはいろいろアドバイスして支援をしてやっておられたんですよ。そういうことをやるべきだということあるん

で、あわせて言うと、指定管理制度になって、新たにふえてるわけなんです指定管理にされて。これはね、23年度から地域振興協議会に指定管理者となってね、9カ所ぐらいあると思うんですよ。過去3年間の平均と比較してみると、430万5,000円ほどふえてるわけなんです。これで何人の職員の給与に値するかということは、それはわかりませんが、しかし、その管理だけにずっとついてるわけではないんです。そこに公民館の職員がつけばそれがおのずと管理ができるんですよ。先ほど言ったように、社会教育のアドバイスもできるし、そういうことだからやはりもとの方に戻しなさいということなんです。

もっと段階的にやろうと思ったんですけども、時間がないので何点かに絞ってやりますが、いわゆる交付金の余剰金のことですね、これはいわゆる5%、いわゆる交付額の余った金額の5%内は残してもいいけども、それ以上は返しなさいということなんです。私は、毎年交付金を町の方で出されるわけですね。いわゆる今までのことを案分されて出されるわけなんです。出納閉鎖いつもやられるのは5月ぐらいで一般のやられるわけですね。3月31日で一応地域振興協議会決算するんですけども、即、その時点で余った分を全額返せなんということは言いません。一般行政のように5月ぐらいまでね、出納返済やるまではいろいろ未払いの部分あるんで、それはあると思いますが、しかし、新年度がスタートするのが4月1日からですね。恐らく交付金が地域振興協議会にそれぞれ出されるのは6月です、4月じゃないと思うんです。5月末までには必ず出ると思うんです。だからその期間は新たに出た新年度に出た、お金で回るんだから、全額をやっぱり返すべきだということ、これが当然じゃないでしょうか。

それとですね、町の税金ですから地域振興協議会の中で会計で監査があると思うんですが、町の監査もしっかりとやるべきだと思います。だって行政のお金の使い方はやるんだけど、そういうこともね、公金ですからしっかりとやるべきだということ、そのことを聞きますがどうか。

○議長（足立 喜義君） 地域振興専門員、長尾健治君。

○地域振興専門員（長尾 健治君） 地域振興専門員、長尾でございます。南部町地域振興協議会支援交付金規則の第13条に、先ほど議員御指摘の5%は繰り越しができるんだという趣旨のことがうたってございます。これは、なぜ5%の繰り越しということになったかっていいますと、交付金というのはきちんと積算をしてお支払いをするわけですけど町は、今度は受け取られた協議会というのは、私も拝見しておりますが、大変な節減努力をしておられます、節約をしておられます。一つには、やはり評議員会に報告をせにゃいけないとか役員会に報告しなくちゃいけないとか、それからそこでたくさんの町民の方が活動をされますんで、やはりみんなの了解、承認を

得ないけんということで、むだなお金の使い方はしておられません。その中で節減したものが出てくれば、それは5%までインセンティブという形で繰り越しを認めて、また次の年に有効に活動に使っていくという制度でございますので御理解をいただきたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 総括的にちょっと答弁をしておきたいと思いますが、まず、財政的な問題でございますけれども、財政的な問題は、基本的には大ざっぱな話なんですけれども会長・副会長の人件費がふえたということだと思います。それから現在は、各振興協議会に配置してる職員の人件費が従来今まで、なかったときと比べますとふえております。この会長・副会長のさっきおっしゃいました1,000万ほどなんですけれども、これは職員2名分程度の人件費でございますので、この間、急速に職員を縮減してまいっておりますから、その削減の成果の一部を地域のために使っていただいたというぐあいにお考えいただけませんか。そういう気持ちでこっちはおります。

それから、職員なんですけれども、今まではですね、緊急雇用などの国の制度を使って行いましたので、町の一般財源にはあんまり御迷惑をかけていない状況でございました。これから全部引き上げて新しい人を配置するということになれば、一定の職員の経費がかかるなと思っておりましたが、特別交付税の方で面倒を見てやるということになりまして、去年から特別交付税で面倒を見ていただいておりますし、そういう予定になっております。したがってですね、町の経費はそんなに私はふえているとは思っておりません。それから、そういう一方での削減努力という中で、住民の皆さん方に職員2名分程度の会長・副会長の人件費ということで還元をしておるといふぐあいに受けとめていただけたらというように思っております。

それから、もとの公民館単位ぐらいに戻せということなんですけれども、よく思い起こしていただきたいと思いますが、旧西伯の場合は名前は上長田公民館、東長田公民館とございましたけれども、要望はございました、いつも。選任の職員を置けとかいうことはありましたけれども、余りにも規模が小さくて、なかなか思うように活動もままならない、費用対効果の面から言ってもそういう選択をなかなかとれなかったわけです。人口が集積している東西町と、それから天津でしたね、ここですね、法勝寺ですね、は、あったわけですけど、あとはなかったわけです。今は公民館活動も専任ではない、公民館部という部を置いて、それぞれの地域で職員も配置して、むしろ活発になっておるといふように私は理解しております。以前にはなかったことが専任の職員ができたりして、住民の皆さん方の活動は私は以前よりも活発になったと。特に今までなかった地域において、そういうことを実現してきたというように思っております。亀尾議員も

同期ですけれども、ずっとそういうことはおっしゃってこられました。私なりのこれが解決方法です。あなた方へのお答えというぐあいに御理解いただいたらいいというように思います。

それから、小さな地域でやれば不効率だということをおっしゃいますけれども、例えば防犯活動なんかは今いろいろやっただいておりますけれども、賀野の方は、このナシやカキの泥棒対策に、非常にこれは役立っておるということを聞かせていただきました。例えば、南さいはくの方から、ナシやカキの泥棒対策に防犯活動、全町的にやるのもいろいろかもわかりませんが、なかなかそういうことにはならない、やっぱり7つぐらいの地域で、地域の特性のある中できめ細かくやった方が、私は効果が上がるのではないかと、このように思っております、今、もとに戻すという発想にはなかなか共感できないわけでありまして、条例も議決いただいて、もうこういう方向で進んで、数多くの表彰や感謝状や、いろいろ第三者機関からいただいておられるような活動が現にあるわけでございまして、私はそれをやっぱり支援をして、応援をして、そういう方向で町づくりを進めていきたいというように考えております。

それから交付金の余剰でございますけれども、これはさっき専門員が答弁したとおりでございます。努力をしたことにはいささか報いるということでございます。それをむだに、勝手に使ってもええということではございません。全部チェックをして適正な支出に翌年度に使っていただくということでございます。

町の監査をしっかりやれということでございますが、町の監査員さんにそこまで踏み込んでいただくのがいいのかどうなのかわかりませんが、その気持ちはとても大切に思っております。むだなことをしてはならんということ、それから不正があってはならないというようなことについては、町の職員レベルでも相当やかましく言って指導して、させていただいておりますので、もうちょっと自由をごせというような声が振興協議会の方からも出ているぐらいですね、いろいろな分野にわたって口を出させていただいております、そういうことを通じて、一体的に地域の特性を生かしながら町全体として発展をしていくという姿を思い描いているところでございますので、いろいろ御批判もいただきながら、いい制度に徐々になってまいりました。批判に当たらないようにこれからも頑張っていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 亀尾議員、質問をまとめるようにしてください。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁、今、町長から、自分の思いからこういうことを進めてきて現在に至っているということを、総括的なことだったと思うんですけども答弁がありました。私は、いわゆる先ほど一例であったんですけども、果樹園の防犯とかそういうことをやっておられることについては、決して否定するものではありません。精魂込めてやられた分は、いいとこぼんと

持ち帰られたら、それはだれだってそんな犯罪的なことに対して目をつぶるようなことをすべきでないし、それはいい。ただ、私が言うのは、いろんな7つあるんですけども、そもそも、この条例というんですか、こういうことを認められるようになったというのは、合併ですね、市町村合併があって、そのときに、いわゆる4つとか5つとかが合併すると、そうするとその周辺その中心部があったところはいいけども、周辺、離れたところは行政から非常に目が遠くなるし、なかなか大変だということで、それで支所を置いて、そして支所をつくって、そこで職員をあてがって公務一般をやりなさいということからやったんで、7つやる必要は私はないんで、会見と西伯が、2つが合併したんでそういうことをやると、いわゆるそういう何ですか、会長・副会長のお金がようけ要ったりなんかするんで、そういうことを見直して、昔というか以前のように地域に根差したことをやるべきだと、行政が直接に、ということを主張して、私の質問は、時間が来ましたので終わります。

○議長（足立 喜義君） 以上で13番、亀尾共三君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） ここで休憩をします。再開は1時50分であります。

午後0時40分休憩

午後1時50分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

初めに、先ほどの亀尾議員の質問の中で答弁が一部誤りがあったということで、訂正するというのでございます。

健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 亀尾議員ではございませんで、植田議員が県と相談というところで、どこの何課と相談したかというところで、私がちょっと勘違いしておりまして長寿社会課と申しあげましたけども、福祉保健課の間違いでございました。訂正していただきますようによろしくお願いいたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） それでは、休憩前に引き続いて一般質問を行います。

続いて2番、仲田司朗君の質問を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 2番、仲田司朗でございます。2日目の午後からということで、大変皆さんお疲れとは思いますが、ひとつよろしく申し上げます。

それでは、議長の許しを得ましたので、通告のとおり質問させていただきます。質問の内容は、過疎バス対策についてであります。

南さいはく地域振興協議会で試験的にデマンド方式のバス運行を行っておられますが、当初計画したほどの利用者が少なかったと聞いております。高齢者で足腰が不自由な方などへの送迎となると、利用者の多岐にわたる要望にもなかなかこたえられないためじゃないかなと思うわけがございます。

そこで、デマンド方式の試験結果を参考にすると同時に、その地域に住んでおられる高齢者の意見を聞きながら、運行可能な方法として、こういう方法があるのではないかと思い、提案をするものでございます。福祉タクシーや町内のあるタクシー会社に協力を求めて、地域に住んでおられる高齢者の要望にこたえるため、バスのかわりに変更できないものではないだろうかということでございます。

それには、政府が創設した総合特区制度を導入することによって可能になりはしないかということですが、運行が可能であれば、事故等の責任はどうなるかというような問題もございますが、それについては、総合特区制度の加盟業者で保険を加入すればいいのではないかというようなことを思っておるところでございます。そうすれば、多くの事業者が参入し、雇用の拡大が見込まれるし、福祉・医療・介護というものにも利用できるのではないかと思う次第でございます。

町長のお考えをお聞かせいただきながら、壇上からの質問を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 仲田議員の御質問にお答えをしております。

平成23年10月より交通不便地域における交通弱者の利便性を向上するために、南さいはく地域振興協議会が定時定路線型で自動車を運行し、バスの利用が困難な高齢者などを自宅から最寄りのバス停まで送迎をされているところでございます。この運行に使用する自動車の購入には、鳥取県の支え愛事業の補助金も活用させていただきました。この事業は、平成23年10月1日から東長田が二桝、金ヶ崎、八子、久蔵、今長バス停の経路で毎週月曜日1往復、上長田が赤谷、★牛、入蔵、入蔵バス停の経路で、毎週火曜日1往復で運行がスタートされました。昨年の実績としましては、上長田、東長田ともに運行日数24日で、利用者数は延べ77人とのことです。現在の運行状況は、1日1往復、火曜日が上長田、水曜日が東長田で運行をされています。

議員のおっしゃるタクシー会社などがバスにかわり運行できないかとのことでございますけれ

ども、現在、南さいはく地域振興協議会が行っている共助交通も、利用が拡大していかない理由の一つとして、便数が少ないというのがあるかと思います。もう一つには、利用者の方が行きたい場所へ行ってくれるわけではないということがあるかと思います。利用者の方が目的地まで利用したいということとなれば、現在の共助交通としての方法は見直していかなければならないと思います。

仮にタクシー会社がバスのかわりとなりますと、乗合タクシーという方法が考えられます。この乗合タクシーは、10人以下の人数を運ぶ営業用自動車を利用した乗合自動車で、国土交通省の許可を得れば営業は可能となります。これは全国的にはバス路線が廃止となったり、または減便した代替として地方自治体がタクシー事業者に委託する場合があります。このような乗合タクシーであれば、さまざまな規正や基準を緩和する特区制度をあえて導入までしなくても、バスのかわりとして導入が可能となり、利用者が目的地へ直接行くことができるようになると思います。

また、町内の福祉タクシーにつきましては、福祉輸送事業限定で福祉タクシーを営業されておられますが、こちらにつきましても地域公共交通会議で同意され、運輸支局の許可を得ることにより、乗り合いタクシーとして営業できるようでございます。こちらも特区制の導入は必要ないようでございます。

次に、議員御指摘の事故などの責任はどうかにつきましては、タクシー会社が営業されるのですから、これは会社に生じますので責任の所在は明白となります。

しかし、そもそも南さいはく振興協議会が自宅から最寄りのバス停への共助交通を行っている背景には、路線バスの存続が前提にあります。車を運転できない人を集落からバス停まで無償で送迎する共助交通は、南さいはく地域振興協議会が住民の皆さんから意見を聞きながら試行錯誤を繰り返していただいております。また、御内谷線につきましても、富有の里振興協議会や手間山振興協議会の皆さんが高校生の利用促進のための割引回数券や自転車の積み込み運行を提案、実施していただき、路線バスが利用者にとって利用しやすくなるように、各地域振興協議会の皆さんに路線バスの存続について御尽力をいただいているところであります。これは、路線バスがなくなれば、高齢者だけでなく、路線バスで通学する小学生にも波及してまいりますので、路線バスの存続は大変重要な課題であると認識をいたしております。

路線バスの存続のことを申してまいりましたが、タクシーにつきましても存続という問題がございます。町内タクシー会社では、利用者が年々減少していると聞いております。タクシーの廃止となりますと、高齢者を初めとする多くの住民の皆さんの交通移動の利便性に支障が生ずるこ

とになります。こうした状況において、町内の交通体系を今後どうしていくのがよいかということとは、喫緊の重要な課題でございます。

いずれにいたしましても、どんなに立派な交通システムでも、利用していただかなければ意味がございません。地域の住民の皆様に乗車をしていただくことが、ひいては地域の足を守り育てていくことにつながると考えております。振興協議会を通じて、広く住民の皆さんとの座談会や意見交換会などでバス利用の現状や課題、今後の交通体系などについて、御意見や御要望を聞く機会を設け、共通認識を深め、議論を進めたいと思います。

公共交通機関には、その運行経費の補助金として多額の税金が投入されておりますことから、最小の経費で最大の効果のある、本町の地域の実情や特性、ニーズに合致した持続可能な交通体系を構築するための検討を進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。再質問をさせていただきます。

先ほど、今の南さいはくの振興協議会で行われているデマンド方式について、検証結果が得られておられると思います。その中で、今後どのようにされるかというのをもっと具体的に何か計画されておるのかどうか、その辺をお聞かせ願えたらと思います。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。

この南さいはく振興協議会のこの共助交通の仕組みは、昨年10月から本格的にスタートをされたわけでございます。実人員77名ということで答弁を町長いたしましたですけども、現在まだ運行をしておるという状況でございます。検証というんでしょうか、今までの利用状況につきまして、大体おおむね1台当たり1.5人、2人弱というような御利用のようでございます。御利用される方も、一時は電話の予約というようなこともお考えになったようでございますけども、なかなか電話をして予約をするというのも気兼ねだというような御意見もあるようございまして、いろいろな御意見を聞きながら、これから改良というんでしょうか、臨みたいというようなお考えだろうというふうに思っております。

一方、1台当たり1.5人、2人弱でございますので、これも空気を運んでいるんじゃないかというような御意見もあるというようなことも承っておりますので、それぞれに重ねていきながら改良されるというように聞いております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） ありがとうございました。

私がこういう提案をさせてもらったのは、とにかくバスの行かない地域の方に、少しでも高齢者の方あるいは足腰が不自由な方の送迎にできるような方法はないのかということでこういうものを考えたものでございまして、もし可能であれば、こういう特区制度ができて、こういう福祉タクシーや町内のタクシー会社が一緒になってやれたらいいなということから、運輸局の問題もあるから、特区が必要なのかなというような感じがありました。

ただ、先ほど町長の方から答弁では特区制をしなくても乗り合いタクシーなら可能だという話もございました。意外と、まだまだ地域の方が浸透されてないこともあるかもしれませんが、やっぱり住民の路線バスを維持するというのは、私も必要ですし、それを存続するための手だてということで、いろいろお考えをいただいております。そのためにデマンド方式のものを今されてるところでございますけれども、今後の方向性というんですか、先ほど町長の方からも答弁がありましたけれども、いろいろ路線バスの回数とか便数とか、あるいはどういう格好の経路をするかということを見直して、検討したいということがございましたけれども、その辺につきましても、もっと具体的なものもあれば、まだ現在進行中だということでございますが、何かそういうこともありますれば、お聞かせ願えたらと思います。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。

現在、こうだというのは持ち合わせておりませんが、枠組みとして、いわゆる道路運送法上によります交通機関の枠組みといたしまして、乗り合いバスというものがございます。それから、先ほど申しあげました乗り合いタクシーというような、事業者がこれは担うものでございます。それから、市町村が担うもの、これは有償の運送事業でございます。それから、過疎地の有償運送とか、福祉の有償運送とか、そういったような道路運送法上によりますそういう交通手段の枠組みがございます。南部町にとりまして、この枠組みの中でベストミックスというんでしょうか、地域の日常に合ったものを公共交通機関のあるべき姿として、議論を重ねてまいりたいというように考えておるところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

先ほど町長の方からも話がありましたように、地元のタクシー会社の方もなかなか乗る人がなくて困っておられるというような話も承ったわけでございますけれども、やっぱりお互いに地域の方が一緒になって、路線バスの存続も含め、タクシーも存続していただくような取り組みというのが今後必要になってくるのではないかと思います。そういうためにも、住

民の皆さん方、特に高齢者の方々の輸送手段、そして医療だとか福祉とか介護のためにも必要になる交通手段というものを絶やさないためにも、こういうものが必要になってくると思うんですが、そういうものの中で特にいろんな、道路運送車両法の問題とか、国土交通省でのとらまえ方というようなこともあろうかと思えますけども、その辺について、自家用有償運送に係る権限移譲とかいうようなこともあろうかと思うんですが、その辺について、まだそこまでテーブルにのっていないということでもありますけども、どのようにされようとしておられるのか、その辺をちょっとお聞かせ願えたらと思えますが。

○議長（足立 喜義君） 企画政策課長、谷口秀人君。

○企画政策課長（谷口 秀人君） 企画政策課長でございます。現在、地域交通会議というものが南部町内で、事業者の皆さんや利用者の皆さんが集まって、もちろん行政もそうなんですが、そういうような、集まって、公共交通のことを考えたり、あるいは路線バスのルートだとかダイヤの見直しだとか、もちろんふれあいバスもそうなんですが、そういうようなことを考えて検討して、決定する地域交通会議というものがございます。この場で認めて、承認がされれば、大概のところは、運輸支局の許可も必要なんでございますけども、地域の実情に応じて地域の皆さんで集まって決めたことについては、この道路運送法上の枠内であれば、大概のことはできるというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。課長が今、いろいろ答弁しましたけれども、一番問題は乗っていただけないということでございます。規制だとか、いろんなことはもちろんありますけれども、これは何とかなると。仲田議員のおっしゃるように、特区まで導入せんでもいろいろやり方はあるということですが、要は何をやっても乗っていただかないと成り立たないわけがあります。乗っていただくためにはどうしたらいいのかということで、時間帯だとか便数をふやすだとかいろいろやっておりますけれども、なかなかかゆいところに手が届くようなサービスにはまだなっていない。

それと、南さいはく地域は日ノ丸バスが走っております。これをなくすわけにはいかんというのがあります。地域はやっぱり、バスも通ってない地域なのかって言われたくないわけがあります。これは私もそこに住んでおりますので、そういう気持ちを共有しております。やっぱり公共バスが通っていて、あんまり乗る人がなくても、子供たちの通学の足を確保するとか、高齢者の足を確保するということができるというのが地域が存続していくための最低の条件のように思っているわけです。その上に、この谷筋ということがあって、バス停まではじゃあデマンドで

やりましょうというようなことをやっているわけです。

いろんな考え方がありますが、さっき言ったように乗っていただけないということがありますが、タクシーは、西伯タクシーの方から、このまんま推移していけば利用者の減少に伴って営業をやめなければいけないということを社長の方が言っておられるそうでございます、このタクシーがなくなると、またこれも困ったもんです。何とか存続していただくようお願いしておりますけれども、口でばかりお願いしておっても、営利企業でございますから、ある時期には決断をされるのではないかと、このように考えております。そこで、タクシーをうまくその過疎地域の交通体系の中に組み入れて、しかも日ノ丸バスの運行もしながらというような、虫のいいことを考えておるわけです。何とかそういう両立するような方法はないものかなという思いでおります。

そういうことが課題なんです、昨年、この南さいはく地域でこの共助交通が県の補助金をもらって車を購入されて、始まったばかりでございます、今これをすぐ、じゃあまた新しい方法に変えようというようなことには、ちょっとならないと思います。もうちょっといろいろ工夫しながら、自主運行をやっていただいて、行き詰まった先にはやっぱり次の手を考えていかざるを得ん、いかなければいけない状況がやがて来るだろうと思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

町長が言われるように、高齢者の方ばかりじゃないんですけど、とにかくバスに乗ってもらわない限りは、中には税金を垂れ流しじゃないかということも言われる方もあるかもしれませんが、路線バスの維持っていうか、地域を守るというためにもやっぱり必要ですし、そのためには地域の住民の皆さん方が多く利用していただくということを、この場をかりて、住民の皆さんにもぜひ多く利用していただきたいということをあわせてお願いをしたいと思っております。

そういう格好で南さいはくの地域振興協議会の方では、デマンド方式でやってるんだよ、それから、あと巡回バス、通称黄色いバスについてもやっておられるわけですし、それから特異なケースで御内谷路線につきましても、ああいう自転車を入れたりしながら独自の活動をしていただいて、路線バスの維持をやっておられるというようなことがありますので、ぜひそういうのを町民の皆さん方も認識いただきながら、もっともっとこのバスを利用していただいて、やっぱり地域の路線バスを守るんだ、そして地域のお互いの、何ていうんですか、路線バス、そしてそういう町内のタクシーのそういうのも維持していくんだというようなことも含めて、この機会に見直していただければありがたいんじゃないかなというように思うところでございます。

最後になりますけれども、確かに多くの税金を投入されて、いろいろ、中には廃止されるんじゃないかというような、黄色い循環バスもあるというような話をよく聞くことがございますけれども、ぜひそういうことのないように、バスの運行をお願いをしたいなというように思うところがございますし、税金を投入して乗らないからやめるとかじゃなくて、やっぱり地域の方々に多く乗っていただくための手だてというものをもっともっとお互いにPRしていただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。以上、ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で2番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議長（足立 喜義君） 続いて、1番、板井隆君の質問を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。議長よりお許しをいただきましたので、6月定例議会最後の質問者です。今、エールも送っていただきました。一生懸命頑張りますので、よろしく願いいたします。通告に従いまして質問いたしますので、よろしく願いいたします。

さる6月3日の新聞折り込みにありましたなんぶ民報について、3月定例議会で特別養護老人ホームゆうらくへの土地売却を可決したことに対し、町民皆様に誤解を招くような記事が掲載しており、私自身も何人かの町民の方から、この記事をまともにとらえた上で、この議決に賛成をした経緯についての説明を求められました。私は私の知る範囲で土地売却を賛成した理由を説明しましたが、1回生議員ではまだまだ納得を得られるほどの説明ができませんでしたので、改めて町長に伺います。

町長は、24年度の施政方針で地域の介護ニーズに対応するため、平成23年度事業として社会福祉法人伯耆の国が予定しています地域密着型サービス施設、認知症グループホームの建設事業は繰り越し事業として対応することにしました。

現在、この施設建設を機に、法人運営の安定化と施設整備のために用地確保の必要性などを理由に、社会福祉法人伯耆の国からゆうらく敷地の適正価格での購入の申し出がっております。町として検討の結果、社会福祉法人伯耆の国の中・長期的な展望に立って、安定経営と自立のための資産形成が必要と判断して、申し出による予算を計上しました。敷地と建屋は一体的なものと考えてきましたが、建物については経過年数とともに修繕費が多額となり、法人運営ですべてを賄うことは不可能であり、土地購入とは別に協議したいとする法人の意思を尊重し、切り離して対応することとしました。一連の協議の一環として、運営当初の約束事であった使用料についても一定額の一括納入を行い、以降の寄附を中止したいとの申し出を受けています。法人の自立と安

定的な運営のためには当然なことと判断し、これを受諾することとし、町と法人の関係について正常化を図っていくこととしましたとの議案提案説明がありました。

なんぶ民報では、土地の売却提案をした町長と町に不利益を与えるこの議決に賛成した議員の責任も重大と書かれてあり、賛成をした私としても再度この場で質問をして、町長に問いながら、賛成に至った経緯と結果とを町民の皆様にも知っていただきたく、以下の点について伺います。

社会福祉法人伯耆の国からゆうらく敷地の購入の申し出に対し検討をされた結果、適正価格での販売を受けて予算計上をされました件について伺います。

2つ目、ゆうらく建物を行く行くは無償で譲渡したいとの考えがありますが、伯耆の国は施設譲渡については消極的であり、譲渡するとすればその根拠をお聞かせください。

3つ目、ゆうらく建設事業総額に対する起債総額と、今までに伯耆の国が寄附金として町に対し幾らの歳入があり、結果、現時点での起債残高総額はどのようになっているのか伺います。

4点目、町が出捐して設立された社会福祉法人伯耆の国を独立させる意義と、町の今後のかわり方について伺います。

5点目、社会福祉法人伯耆の国の将来像について、お聞かせください。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 大変失礼しました。それでは、板井議員の御質問にお答えしてまいりますけれども、昨日の赤井議員さんの質問もありましたし、午前中の植田議員の質問もございまして、大体概要は御理解いただいているのではないかと思いますけれども、改めてでございますので、改めてまたお答えをしてみたいと思います。

ゆうらくの施設譲渡について、なんぶ民報に住民の皆様には誤解を招くような記載がしてあり、心配していただいている御質問をいただいたと思います。町としても、伯耆の国と町にそれぞれメリットがあり、土地は有償で建物は無償で譲渡するよう判断した経緯を説明し、土地売却について議決をいただいたのであります。しかし、本年6月3日に出されたなんぶ民報では、町の説明内容も十分に書かれていない一方的な説明になっておりまして、町民に正しい情報を提供しているものではなく、残念に思っております。

この機会に、ゆうらくの土地売却について住民の皆様の御理解をいただけるように、再度詳しく説明をしてみますが、まとめて申し上げますと、まず1つ、特老施設を県より移管を受けるに当たり、町外の利用者もおられるので、町の税金を使わない方法で建設をして、運営につい

ても町は責任を負わないこととしたということを押さえていただきたいと思います。

2 番目に、その主体として旧西伯、会見両町が合計 1, 0 0 0 万円の出捐により社会福祉法人伯耆の国を設立した。

3 点目でございます。伯耆の国は、町の施設を使って収益事業を営むことから、経営の努力目標として年間約 3, 0 0 0 万円の寄附を行い、町はそれを受託してきました。その後、平成 1 8 年に指定管理制度が始まり、指名指定管理者となりましたが、この申し合わせは今日まで実行されてきております。

4 点目でございます。町にはグループホームがなく、南部箕蚊屋広域連合で南部町にグループホームをつくることが認められましたので、伯耆の国に事業主体として建設していただくこととなりました。

5 点目でございます。伯耆の国は不動産を持たない法人であり、初めての事業化であることから、建設に当たっての資金調達や事業の拡大に一層の自己責任を果たさなければならないことから、この機会に町との関係見直し、正常化を図ることとして、土地の購入と毎年の寄附金の定額一括寄附と以後の寄附の中止を申し出をされております。

6 点目でございます。町ではこれを受け入れ、土地、建物一体で伯耆の国に譲渡することとなりましたが、建物の修繕費についての協議がまとまらず、建設のため急がれる土地の売却を先行させ、協議が調い次第、建物も譲渡する予定でございます。

7 点目。ゆうらくの土地、建物は町の名前で建設しましたが、町費を使わず償還金相当額を伯耆の国の寄附金で賄っている現状から、結果として伯耆の国が建設したとも言え、最終的には伯耆の国に譲渡すべき筋合いのものでございます。伯耆の国が健全経営で事業拡大をするこの機会に土地、建物の譲渡をして、自立を促すとともに、正常化を図ることといたしました。

8 点目でございます。自立を果たしたといたしましても南部町が出捐した法人でありますので、未来に向かって法人の性格は変わらず、町と良好な関係で互いに町民の福祉の向上に努めるものであります。

以上のようにまとめて、このことを前提にしてお答えをしております。

1 つ、最初に適正価格での売買についてでございますが、ゆうらく建設のための土地については、南部土地開発公社による先行取得が行われ、町は平成 1 5 年 3 月に公社から土地購入をいたしております。その金額は 1 億 7, 5 7 3 万 6, 7 6 8 円でありましたが、これには落合公民館用地代も入っていることから、その用地費用を差し引いた 1 億 7, 1 5 5 万 6, 7 6 8 円で売買契約を結ぶこととして予算計上をしております。平成 1 4 年当時から比べますと、地価は随分下

がっております。また、まとまった面積であり、宅地として利用すれば道路などにより相当な面積が減歩となることから、減額補正がなされるわけですが、公社から購入をした金額というものが厳然としてありますし、今日までの町と法人との関係からいっても町は購入価格で売却をしたいわけですので、交渉の結果、双方歩み寄り、契約に至ったものでございます。公社から買った金額で売ったと、同額で売ったということでございます。

次に、施設の譲渡についてであります。建物は建った時点の状態が一番よく、経年に伴って修繕費がかかってまいります。既に設備関係で耐用年数を迎えて、修理経費が発生しているような状況であります。今の指定管理の協定では、将来的には施設の大規模修繕は町が責任を持って行わなければなりません。専門家から、建物を償却するまでに10億円ぐらひは必要だろうと説明を受けております。町も幾らかの税金の投入は必要ですが、最小限に抑えるために、譲渡できるときに譲渡した方がよいと判断しております。収益事業を営んでいる法人が自分の施設として管理していただく方がよいに決まっております。また、これを有償とすれば、補助金返還ということになります。補助目的で使用され無償譲渡なら補助金返還はないという県の御指導に沿ったものでございます。伯耆の国として、土地と建物の譲渡には合意をいただいております。ただ、土地と建物を一体で譲渡するのがよいのですが、グループホームの建設が急務であり、まずは土地を売却する、建物は修繕について協議がまとまれば、議会に御説明して承認をいただくからということの説明してまいりました。

次に、ゆうらく建設事業総額に対する起債の総額と、今までに伯耆の国が寄附金として町に対し歳入があり、結果、現時点での起債残高総額はどのようになっているのかということでございます。ゆうらくの建設事業は平成13年から14年度事業として実施をされまして、建設事業の総額は22億917万5,193円です。建設事業総額に対する起債総額は5億4,160万円です。起債の償還につきましては平成15年度から平成23年度までで、2億5,414万8,642円です。これに対して、伯耆の国からの寄附金総額ですが、平成15年から平成23年度までの間で合計4億3,414万8,642円です。また、現時点での起債残高は幾らかということでございますが、元金が3億2,752万8,893円、利子が1,916万1,605円となっており、合計3億4,669万498円です。

4と5はまとめて答弁をさせていただきます。社会福祉法人伯耆の国の設立の趣旨やその経緯については、これまで説明してまいりましたので、十分に御理解をいただいたものと思います。平成12年に施行された介護保険制度の中で、行政の大きな役割の一つにサービス基盤の整備、充実がございます。当時は全町くまなく、かつ一人一人の住民にサービスの量と質を保障できる

事業者の参入は期待できなく、また、同時に旧特別養護老人ホーム有楽苑の移管問題が検討決定されることとなり、この両方の課題を解決し、地域の住民の皆様在宅、施設サービスを一体的に提供、保障しようということになりました。そのためにはサービス提供の受け皿としての機能にあわせて、職員の受け皿としての機能の総合的基盤整備を期待し、旧西伯、会見町が出捐した社会福祉法人を設立したのでございます。伯耆の国設立から10年が経過した現在、その運営はすこぶる健全なものであり、介護保険のみならず多岐に及ぶ福祉分野でのサービス提供の継続が可能となっており、行政との連携の中で地域住民の広義の生活支援に努めていただいております。今後もその機能は一層強化、充実され、地域住民になくてはならない法人として、その設立趣旨を忘れることなく、より公共性の高い法人として各サービスの充実が図られるものと確信しています。

御質問をいただきましたゆうらくに関しましても、全国初の新型特養として、その期待を裏切ることなく、今では全国でも注目を集めるほどの介護を実践し、入居者個々の自立支援を具体的に実践されております。また、全国的にも未普及に近い状況にある福祉用具を積極的かつ有効に導入、活用し、極めて質の高い個別ケアが認められ、全国からのユニットリーダー研修生を年間100名近く受け入れております。外部の受け入れをすることにより、ゆうらく内部で提供するケアの質の向上を目指した研修や年間の活動を総括した研究発表会も毎年実施され、各分野から20事例程度の報告がなされますが、その取り組み内容はハイレベルなものとなっております。また、海外からの視察研修もあり、これまで北欧や韓国、今年度はイギリスからの研修の受け入れが決まっているとのことでございます。逆に、法人職員も国内外の研修に参加し、スウェーデン、イギリスなどでの研修を実施し、内容の伝達講習により職員一人一人の自信と目標設定に役立っております。

このように、単純に介護保険サービスの受け皿としてのみの機能ではなくて、地域住民の生活の継続を行政との連携を強化する中で着実に推進してきており、このような法人の存在は、行政にとっても住民にとっても極めて重要かつ重大な財産であると確信をしております。この法人機能を行政が育てていく姿勢が必要と考えております。そのためにも、補助金や委託料という直接的な支援ではなくて、法人が真に自主自立に向けた支援への理解が必要と考えます。このたびのゆうらく用地の売却、建物の譲渡は、紛れもない法人格の承認とそれに伴う自立に向けた支援策であり、その結果、行政や住民にとって長期に及ぶ安心につながるものであり、単なる営利目的の事業者などへの用地の払い下げではないということを御理解いただきたいと思います。以上、答弁いたします。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 本当に詳しく御説明いただきまして、今の伯耆の国、そして老人ホームのゆうらくの皆さん方、スタッフが一生懸命頑張ってもらっている姿を御説明いただき、私としても賛成は間違いなかったんだということを改めて確認をさせていただきましたし、町民の皆さん方もこれを聞かれば、町がやっている施策としても間違いはないんだということも多分認識もしていただけるのではないかなというふうに思いますけれど、ただ、私はやはりなんぶ民報、これをもうちょっと深く再質問させていただきながら、このなんぶ民報というものがどれだけ自分たちの都合のいいところだけをとって話をし、町民の方にこういったことを知らせてるかということをもう少し確認、再質問をさせていただければというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず、全般的なビラの内容から、特別養護老人ホームゆうらくの土地売却を可決と大きく見出しがあります。こちらにあるんですけど、大きく見出しが書いてあります。見出しについては間違いのないと思うんですが、なぜそのような経過になったのか、もう一度簡単に結構ですので教えていただければと思います。よろしくお願います。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 先ほどの町長からの答弁の繰り返しにはなりますけれども、南部町内にグループホームがなかったということで、伯耆の国に建設をお願いした、そうする中でどこに建てていいのかということで、町のゆうらくの土地の上に建てたいということの申し出があって、土地を買わせてくださいということがありました、ということで町として検討した結果、伯耆の国が社会福祉法人として本当に自立していただける姿になるのではないかとということで、土地と建物を一体で検討してほしいというふうに言いましたけれども、伯耆の国としては建物はちょっと古くなっているなのでこの辺をちょっと考慮していただきたいということで、急がれる土地の方を去年の3月議会で承認いただいて、売却するということになりました。土地の単価については、当時南部土地開発公社から購入いたしました簿価、台帳単価というものがうちにはありますし、それより下げるといってもどうかということで、伯耆の国と協議した結果、そちらの言われる単価で買しましょうということで、落合集会所の用地代を引いた単価でこのたび3月の議会で承認をいただいたということになっております。

町と社会福祉法人との関係については、社会福祉法人というのは法律に基づく法人でもあり、町が出捐した法人ということもあり、本当に地域の福祉を考えるということは資産を持たれても変わるものではございませんし、今までどおり地域の福祉の拠点としてサービスの提供をしてい

ただけということに何ら変わりはなく、ましてやみずからいろいろ考えていっていただいて、サービスの拡大、安定経営というところが本当に見えてくるような格好になってくると思いますし、町としても今後修繕等で10億とも言われる修繕費を税金を使って直していくということもいかなものかということもありますし、双方協議の上、合意するような運びになりましたら、議会に御相談するというような格好で議会の方へ提案させていただいたというのが、簡単な経過ということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 丁寧ありがとうございます。順次、このピラの中を追っていきますので、余り全部しゃべられると今度こちらの質問がしにくくなってくるので、簡単に簡単に進めさせて、特に町民の方にわかりやすいように、短い文章でも結構ですので答弁をしていただければというふうに思いますので、まずお願いをしておきます。

そういうことで、これはやはり先ほど課長も言われました、町長の答弁にもありました、南部箕蚊屋広域連合が南部町になかった地域密着型サービス施設、グループホームの建設事業で、行政が施策として対応しようと思っても町としては対応ができない補助金があると、補助金が出ないというふうに聞いておりますが、これも説明があったと思うんですが、これは事実でしょうか。お願いします。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。

補助金が出ないということが何を指されているのか、ちょっとわからないんですけども、グループホームの建設事業の補助金ですけども、3,000万が建設に要する補助金でございまして、それと伯耆の国さんが事業計画で出しておられる建設費用が1億8,000万程度となっております。1億5,000万程度自己資金で建設されるということになるかと思っておりますけども、その辺が町じゃあ出すのかということもありますし、あともう一つ、運営補助金といたしまして準備補助金ですけども、1,080万が備品購入とか新たに雇い入れられる職員の研修等に使われる補助金ということで出ております。補助金については大体そういった格好です。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 私がちょっと済みません、多分質問の仕方が悪かったと思うんですけど、このグループホームを町として、施策として建てたいと思っても、これは法人格を持っているところじゃないとこのグループホームは建てることできない。要するにそういった補助金、5,000万の補助金ですか、それは町としては受けることができない、通過をしても受

けることができないというふうに聞いてるんですけど、それで間違いないんでしょうかということ聞いております。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午後 2 時 5 0 分休憩

午後 3 時 1 5 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。先ほどの板井議員の御質問の、町が事業主体でも補助金が出るかということでございますけども、いずれの補助金も補助の対象となります。以上です。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） ありがとうございます。

そうですね、結局なぜこういった質問を何度もするかといいますと、なんぶ民報ではゆうらくの土地をなぜ売却をするのかということばかりが取りざたされて、土地の売却の目的の本来であるこのグループホームの建設計画があることを一言も、一文字も書いてありませんでした。こんな内容のビラを町民の皆さんは見ておられるということで、やはりこのグループホームを建設するために、今こういったことが上がっているんだということを町民の方にも知っていただきたいなというふうに思います。

3 月の議決の際、賛成討論で細田議員も、南部町になかった地域密着型のサービス施設、グループホームの建設に当たり、平成 1 2 年度に施行された介護保険法に基づき、自主自立で安定的な経営ができるようになった伯耆の国が手を挙げたから、町としても町民のサービス充実の実現には土地売却については賛成するという討論もあったと思います。つまり、この土地の売却についてはそういったこと、グループホームを建設することも含めて、十分に執行部、担当課長の方からも説明があったと記憶しとるんですが、それで間違いないでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。間違いございません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） ありがとうございます。

じゃあ、なぜ、なんぶ民報では何とも不思議な売却計画と書かれていましたが、土地の売却に

は不思議でもない、何でもないちゃんとした理由があることを町民の皆様にも知っていただきたいというふうに思います。

次に、今回の土地売却は、浅井の福祉センターの建っている土地を指定管理者山陰管財、さんびる企業体に売却するようなものと書かれてありました。資本金が2社合わせて9,000万円の優良企業体でもあり、社会福祉法人でも資格もない1企業体にこのような形で土地を売るということは考えられますか。伺います。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。

今回、さんびるさんは認可も受けておられない団体であり、社会福祉法人でない団体に売却するということは、補助金の返還につながるということになると思います。ですので、考えられません、さんびるさんというところに売却するのは、以上です。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） そうですね。ということは、このなんぶ民報に書いてあることは、照らし合わせることでできない対象企業であって、そういったことを書いて誤解を与えるようなこのなんぶ民報の記事というのはおかしいのではないかなというふうに思います。

次に、土地売却をしなければゆうらくの運営はできないのかの見出しの中で、2億8,000万を超える預貯金を書いてあるとありますが、これは本当でしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 先ほどの答弁にもございましたように、そのとおりでございます。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） そうすると、私から言わせると、たかが2億8,000万だというふうに思います。それは、私が緑水園のとき、平成元年の賀祥ダムの完成の年前でありました。ダムの完成によって相当数の来客が見込まれるということから、増築の話が町の方でありました。そのときに、町の方に緑水園の運営基金として1億4,000万あったんですが、その6割以上をつぎ込んで、この増築をしたことがあります。おかげさまでたくさんのお客さんに来ていただき、売り上げも伸ばすことができたんですけど、私も一職員として、汗と努力の結晶があったという間にこの基金がなくなってしまったことを思い出しました。ゆうらくも同様だと思いますけど、お金だけあっても、ちょっとした改修や修繕で相当数の額のお金はあっという間に消えてしまいます。一法人が経営の安定と自立をするためには、不動産を取得することで一般的信用と担

保が確保できると12月の町長の説明でもありましたが、私もそれに同感だと思ってるんですが、もう一度確認します。この説明に間違いはなかったでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。その説明で間違いございません。以上です。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。

運営できても、力がなかったときは改修、修理は現在の指定管理の運営状況では、だれが責任をとらなければならないでしょうか。あわせて、わかればですけど、現在のゆうらくに入所がされてます町内外の割合なども教えていただければと思います。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 修理については、町が責任を持って実施しなければなりません。

それと、町内外の入所者数についてはちょっと把握しておりませんので、申しわけございません。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 済みません、急な質問だったんで申しわけありませんが、先ほど町長も議員の答弁の中で、町の税金を投入するに当たっては、ゆうらくの方にも町外の方もおられるので、そういった町の税金をそういったところに投入するのはいかがなものかということがあったと思います。やはり、ということは、少なからずとも町外の方もこのゆうらくには入所しておられるということは間違いのないというふうに思います。ということは、これから改修、改善が出てきて、今のままの指定管理の運営状況でいけば、町が責任を持って税金を投入しなければならない時期が遠からずやってくると思います。そのとき、なんぶ民報ではどのように説明をされるのでしょうか。全国でも特別老人ホームを含めた老人福祉施設の民間譲渡は行政財政再建計画でも一番計画に上げられ、全国でも公営、公設の老人福祉施設の9割が民間に無償譲渡、もしくは有償譲渡されていると聞いています。そのような背景をどのように考えておられますか。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。平成12年に介護保険制度ができて、スタートしたわけでございますけれども、それまではいわゆる税金を使って、措置という名前でサービスを提供しておったわけでございます。措置ということは、いわゆる所得の低い方から順番に、そして予算に限りがあるということでございまして、必ずしも必要とする人にきちんとサービスが届けられる体制ではなかったというように思っております。これが社会保険制度になりまして、貧しい人も豊かな人も介護が必要になったときには介護のサービスが受けられると、そういう方

式に変わったわけでございます。したがって、それまでは公立の施設というものも結構あったと思いますけれども、それを境にして介護保険事業に参入する事業者が全国でも物すごくたくさんできたわけでございます。したがって、そのような民間の事業者というものを健全な姿で育成をして、その地域の福祉を担っていただくという流れというものによって変わってまいりました。大きな流れでございまして、いまだに公立で、公設で、公営でやっておる施設もないことはないと聞いておりますけれども、きっとそれはなかなか事業者が参入しにくい特別な、特別といえば言葉が悪いかも知れませんが、過疎地だとか中山間地だとか、そういうところで、ほかにやる人がなければ保険料だけ取ってサービスがないという状態が生まれますから、やっぱり保険者である市町村が公設で、公営でやらざるを得ないのではないかと、私はそのように推測をしております。

うちの場合は、介護保険が始まる前から公設、公営の特別養護老人ホームを民営に変えたわけですから、そういう流れというものを尊重して、以後の福祉の施策もその流れに沿って展開をしてきているということでございます。その折に、地方公務員だった身分をやめていただいて、退職をしていただいて、町の施策に御協力をいただいた皆さんがいますから、これを逆行するというようなことは考えておりません。大きな流れに乗ったというよりも、先んじて取り組んできたとして、そして流れが後からそういう流れになってきたというのが先ほどおっしゃった9割以上が民設、民営という流れになっているのではないかと、このように思っております。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。先ほどのゆうらくの入所者のうち、町内、町外ということでございましたので、ちょっと調べましたのでお答えします。入所者95名中、町内の方が68名、町外の方が27名でございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。

本当に、ゆうらくの施設ができたとき、ホテルのようなすごい施設ができたなど、初めて行ったときにはちょっと中で迷ってしまって、目的地までなかなか行けなかったというほど、本当に立派な施設ができました。その後、先ほど言われたように介護保険制度というものが始まって、それに乗って非常にタイミングよく、今までの経営が順調に来ていってるといふふうに、本当に自信を持てるすばらしい法人の一団体ではないかなというふうに思います。

ちょうど私、こういった質問をしたので調べておりました。しつこいようですが、総務省の通達で、地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための支援の策定についてというこ

とで、通達があつてゐるようです。国、地方を通じた厳しい財政状況の中においても、しっかりと公共サービスを提供していくため、地方公共団体においては民間にできることは民間にゆだね、真に行政として対応しなければならない政策、課題等に重点的に対応した簡素で効率的な行政の実現を求められてゐるということで、通達が出ております。

やはり、この今回のゆうらくの件なんですけど、そういった意味からしても、時代の流れに沿つていく施策というのは必要だろうと思ひ、私も12月には賛成した1人でもあります。

もう一度、なんぶ民報に返ります。今後、このまま特別養護老人ホームゆうらくを指定管理のまままで運営したとき、南部町のメリット、デメリットについて、さらに21億円の施設が伯耆の国のものにの記事について、築後10年以上経過した施設の価値というものは、どのくらいになつてゐるかというふうには推測しておられますでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 健康福祉課長です。具体的な評価というものはしておりませんが、10年がたつて空調施設等の修繕等もかかってくるということもございますし、特に幾らというところではお答えできないということで、申しわけございませんけども。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。

今までも、同じような質問を議員の方から一般質問したときに町長の方、また、課長の方もこれからのこの施設の整備については、10億円ぐらひはこれからかかっていくんじゃないかというふうな試算をしておられます。ということは、やはりそれだけの価値が落ちてきてゐるというふうにも、逆に言えば言いあらわせるんじゃないかなというふうには思つております。

次に、なんぶ民報の裏面になります。土地を売るのはおかしい、米子市では施設を譲渡しても土地は売却してゐませんの文面ですが、私が聞いた限りでは土地を売っていないのではなく、土地を含めた譲渡を民間法人が求めてゐないんだと。土地も購入してくれれば、これ幸いなことはないがということを市会議員の方から聞きました。最後に、土地を売却する目的はわかりませんが、そしてなぜ、こんな便宜を図るのでしょうかと書いてあります。町がどんな便宜を図られたのか、私物化するものだがと言われた町民の方に説明してください。私は、伯耆の国にとっては便宜を図つたのではなくて、不利益を生じていただくことになるというふうには思つておりますが、どうでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 健康福祉課長、伊藤真君。

○健康福祉課長（伊藤 真君） 伯耆の国が不利益というふうには判断をされたら、多分譲渡とい

う話の土台には上がってきておられないと思います。メリットがあるからこそ譲渡してほしいという、合意しておられるというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長でございます。

伯耆の国は伯耆の国の理屈があらうと思います。私も理事の一人でございますので、やっぱり自立をしなければいけないという思いが強うございます。自立をして、自分の判断で借金もして、事業の拡大もして、そして雇用している皆さん方に少しでも待遇改善でもしたいということでございます。これ今のまんまでいきますと、今の指定管理者のまんまでいきますと、いつ指定管理がなくなるかもわかりません、保証されたものではございませんので。そういうこともございます。

それから、介護保険制度でユニットケアというような最先端の施設でございますから、それなりに評価もされて報酬も高いわけですけれども、最近の状況では都市部の方に老人ホームが足りないんだということで、多床室ですね、4人部屋というようなものも一方では認めるようなことになっております。そうしますと、ユニットケアという、個室ユニットケアの究極のサービスだと思っておりますけれども、そういうものが過小評価をされる可能性もないわけではございません。そういうことになれば、いわゆる介護報酬の中で低くなる、365日、95床、100床でございますから、これはわずかな評価が下がっても一気に赤字転落というようなことも十分考えられます。そういう心配もあります。そういう変動する要因に対して、やっぱり安定的に経営をするためには不動産を取得するというのは、私は常識的な考え方ではないかなというように思っております。

それから、米子市のことさっきおっしゃいましたけれども、全くそのとおりでございます、補助金返還のことがあるので建物は無償譲渡であります。建物は無償譲渡、保育園でも無償譲渡。だけど、土地は法人がよう買わんわけです、高くて。そういう実態にあるというぐあいに私も聞いております。したがって、土地も建物も、土地は買って欲すれば一番いいのにとというのが米子市の財政当局の方のお気持ちだろうというように思っております。

私物化というようなことをおっしゃいますけれども、その意味がわかりません。法人は理事会を持ち、そして評議員会を持って、民主的に運営をしておられます。だれのものでもございません。これは社会福祉事業法ですか、これにのっとった社会福祉法人として、とにかく南部町における社会福祉を向上させようという目的でありますから、その目的以外に考えることはないわけでありまして。御心配ないようにお願いしたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） ありがとうございます。

私個人としては、別に心配しているわけではありません。このなんぶ民報にそういうふう書いてあるわけです。それを町民の方は見ておられるわけです。見た方は、そげかと、多分思われるんじゃないでしょうか。それを少しでも、そう思っておられる方の誤解を解かないことには、私たちここに立ってる意義はない、意味がない、付託された意味がないというふうに思い、このこともあわせて質問させていただきました。

一応、このように皆さん方、町民の皆さんも聞いていただいたと思います。このたびのゆうらくの土地の売却はゆうらくのこれからの自立を目指したものであって、決して個人の、また、伯耆の国個人の利益を求めたものではない、南部町町民の方含めて、そこに入所しておられる方、そして利用している方の福祉というものを充実させ、喜んで利用していただけるサービスを提供していただく場を本当に確立するために計画をなされたものなんだということを知っていただきたいと思います。そして、私も賛成してる立場で、もうちょっと私の思いを話をして、この質問を終わらせていただこうと思います。

今後、行財政改革を一層進めなければならないと思います。特別養護老人ホームゆうらくを社会福祉法人伯耆の国に土地と建屋を一体として管理していただきながら、一法人として高齢者の介護を後退させることなく、サービスを充実させ、自主運営に努力をしていただきたいと思います。そのためには、施設無償譲渡は将来に及ぶ町負担が軽減でき、また、補助金の返還も要りません。行政としての施策は、町民皆様に直接的な地域福祉、そして医療福祉などに力をしっかりと入れていただきたいというふうに思っております。

このたびの土地の売却は、なんぶ民報が書いてあります町民財産の売却で間違いはありません。

例えば、工業団地の整備についても考えてみてください。南部土地開発が造成して町がまず取得をするわけなんですけれど、造成された町の土地を誘致企業に売却をして、誘致企業が町民を含め雇用を生み出し、町には法人税、町民税等、町の自主財源確保に大きな役割を果たしていただいているというふうに思っております。

同じように、ゆうらくも町が造成した土地を買っていただき、いよいよ自立をしていただくと。南部町唯一の社会福祉法人として、本当にひとり立ちをしていただくということをこの12月議会で結論を出し、町と執行部としてもそれを提案していただいたわけです。ぜひこれを現実にしていただき、南部町が誇りを持てる特別養護老人ホームのゆうらくとして、社会福祉法人伯耆の国職員の皆さん一丸となって頑張りたいというふうに思い、12月も賛成させていた

いただきました。

以上をもって、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（足立 喜義君） 以上で1番、板井隆君の質問を終わります。

これをもちまして、通告のありました一般質問は終わりました。

これにて質問を終結いたします。

日程第4 請願、陳情委員会付託

○議長（足立 喜義君） 日程第4、請願、陳情の委員会付託を行います。

5月28日に開催しました議会運営委員会までに受理した請願、陳情はお手元に配付の請願・陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、各常任委員会に審査を付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。

よって、配付の請願・陳情文書表のとおり付託されました。

日程第5 議案に対する質疑

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案に対する質疑を行います。

15日に質疑を保留していますので、議案に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、議事の進行上、議案順に、またページ及び項目を明示されるよう望みます。

なお、質疑は、会議規則第54条にもあるとおり、疑問点のみについて簡明に質疑をしてください。詳細な個別質疑につきましては、予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑をお願いいたします。

議案第45号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 次、議案第46号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第47号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 議案第48号。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第 6 上程議案委員会付託

○議長（足立 喜義君） 日程第 6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第 39 条の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会いたします。

なお、明日 20 日からは各常任委員会を持っていただき、付議案件についての御審議をお願いいたします。御苦労さんでございました。

午後 3 時 47 分散会
